

衆議院憲法審査会 関係資料集

平成 27 年版

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜のため、幹事会の協議決定に基づいて、事務局において作成したものです。

衆議院憲法審査会事務局

衆議院憲法審査会 一関係資料集一 目次

I 憲法審査会

- 1 憲法審査会の概要…………… 4
- 2 衆議院憲法審査会の活動の経過…………… 6
- 3 付託議案一覧…………… 9

II 憲法審査会の設置に至るまでの経過

- 1 憲法調査会の設置以降の国会の動き…………… 10
- 2 衆議院憲法調査会の活動の経過…………… 13
- 3 衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会の活動の経過…………… 15

III 憲法改正国民投票法の概要

- 1 憲法改正の発議手続（国会法）…………… 17
- 2 国民投票の実施手続…………… 17
- 3 憲法改正国民投票法における手続の概要…………… 19
- 4 憲法改正国民投票法に係る検討課題への対応…………… 21
- （参考）憲法改正国民投票法に係る附帯決議…………… 25

IV 衆議院憲法調査会における議論

- ・ 日本国憲法の制定経緯…………… 29
- ・ 総論的事項…………… 30
- ・ 前 文…………… 32
- ・ 天 皇…………… 34
- ・ 安全保障・国際協力…………… 36

・ 国民の権利及び義務	4 4
・ 政治部門	5 1
・ 司法制度	5 7
・ 財 政	5 9
・ 地方自治	6 1
・ 憲法改正	6 3
・ 最高法規	6 4
・ 直接民主制	6 5
・ 非常事態	6 6
・ 今後の憲法論議等	6 7

V 参照条文

・ 日本国憲法	6 9
・ 日本国憲法の改正手続に関する法律（抄）	8 2
・ 国会法（抄）	9 2
・ 衆議院憲法審査会規程	9 5

VI 参考

1 海外派遣調査報告書一覧	9 8
2 衆憲資一覧	1 0 0
3 衆議院憲法審査会ホームページのご案内	1 0 5

I

憲法審査会

1 憲法審査会の概要

憲法審査会は、憲法調査会に引き続き、憲法調査特別委員会を経て、第167回国会（平成19年8月7日召集）から各議院に設けられている常設の機関であり（国会法第102条の6）、第179回国会の召集日（平成23年10月20日）に最初の委員が選任されました。

衆議院憲法審査会に関しては、国会法及び衆議院憲法審査会規程に規定されています。その主な内容は、以下のとおりです。

（１）調査及び審査

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するものとする。

（２）衆議院憲法審査会の組織及び運営

- ・ 憲法審査会は、50人の委員で組織する。委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。
- ・ 憲法審査会の会長及び幹事は、憲法審査会において委員が互選する。なお、幹事会の申合せに基づき、会長代理を野党第一党の幹事の中から会長が指名している。
- ・ 会長は、憲法審査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。なお、幹事会の申合せに基づき、幹事の

割当てのない会派の委員についても、オブザーバーとして、幹事会等における出席及び発言について、幹事と同等の扱いとしている。

- ・ 憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。
- ・ 憲法審査会の会議は、原則として公開とする。
- ・ 憲法審査会は、議長の承認を得て、審査又は調査のため、公聴会を開き、又は委員を派遣することができる。なお、憲法改正原案については、公聴会を開かなければならない。

（３）憲法改正原案等の提出

憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。

（４）憲法改正原案の審査手続の特例

憲法審査会は、会期中・閉会中を問わず、付託された憲法改正原案を審査することができる。閉会中審査の手続は不要である。

（５）衆議院憲法審査会における表決

憲法審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（６）合同審査会

- ・ 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。
- ・ 合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

2 衆議院憲法審査会の活動の経過

年	国会回次	審 査 会	公聴会・海外派遣等
平成23年	第179回 (臨時会) 10.20～12.9	衆議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会の経緯等について ▶参考人中山太郎君(前衆議院憲法調査会会長)から説明聴取 ▶自由討議	
平成24年	第180回 (常会) 1.24～9.8	憲法改正国民投票法に係る検討課題(いわゆる3つの宿題)について ○選挙権年齢・成年年齢の18歳への引下げに係る政府の検討状況 ○公務員の政治的行為の制限と国民投票運動をめぐる問題 ○選挙権年齢・成年年齢の18歳への引下げに係る課題(教育問題等) ○憲法改正問題についての国民投票制度等 ▶政府当局から説明聴取 ▶自由討議 日本国憲法の各条章の検証 ○第1章「天皇」の論点 ○第2章「戦争の放棄」の論点 ○第3章「国民の権利及び義務」の論点 ○第4章「国会」の論点 ▶自由討議	
	第181回 (臨時会) 10.29 ～11.16《解散》		
	第182回 (特別会) 12.26～12.28		
平成25年	第183回 (常会) 1.28～6.26	○第1章及び第2章の論点(レビュー) ○第3章及び第4章の論点(レビュー) ○第5章「内閣」の論点 ○第6章「司法」の論点 ○第7章「財政」の論点	

年	国会回次	審 査 会	公聴会・海外派遣等
平成25年	第183回 (常会) 1.28～6.26	○第8章「地方自治」の論点 ○第9章「改正」の論点 ○第10章「最高法規」、第11章「補則」及び前文の論点 ○緊急事態と憲法をめぐる諸問題 ○国会と司法の関係をめぐる諸問題(裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会等)のほか ▶自由討議 憲法改正国民投票法に係る検討課題(いわゆる3つの宿題)について ○選挙権年齢・成年年齢の18歳への引下げについて ○公務員の政治的行為の制限と国民投票運動をめぐる問題 ○国民投票の対象拡大 ▶政府当局から説明聴取 ▶自由討議	
	第184回 (臨時会) 8.2～8.7		海外派遣 Ⅶ欧州各国
	第185回 (臨時会) 10.15～12.8	衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団の調査の概要 ▶団長及び副団長報告 ▶調査に参加した委員からの発言 ▶自由討議	
平成26年	第186回 (常会) 1.24～6.22	憲法改正国民投票法改正案(7会派共同提出)の審査 ▶提案理由説明聴取(4.10) ▶対提出者質疑 ▶対政府質疑 ▶参考人質疑 ▶採決(5.8)	海外派遣 Ⅸ欧州各国
	第187回 (臨時会) 9.29 ～11.21《解散》	衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団の調査の概要 ▶団長及び副団長報告 ▶調査に参加した委員からの発言 ▶自由討議 今後の憲法審査会で議論すべきこと ▶自由討議	地方公聴会 盛岡
	第188回 (特別会) 12.24～12.26		

(注) 表中「海外派遣」とは憲法審査会の委員からなる衆議院から派遣された議員団が行った調査であり(99頁参照)、「地方公聴会」とは委員派遣により行った調査である。

【衆議院憲法審査会の開会回数・総開会時間・参考人等の数（延べ人数）】

国会回次	開会回数	総開会時間	参考人	政府当局者
第179回（臨）	4	3時間16分	1	0
第180回（常）	9	17時間26分	0	11
第181回（臨）	—	—	—	—
第182回（特）	1	4分	0	0
第183回（常）	13	28時間21分	0	9
第184回（臨）	1	2分	0	0
第185回（臨）	2	1時間44分	0	0
第186回（常）	6	17時間38分	8	5
第187回（臨）	3	3時間30分	0	0
第188回（特）	1	5分	0	0
合計	40	72時間6分	9	25

【衆議院憲法審査会地方公聴会の開催日・開催地・開会時間・意見陳述者の数】

国会回次	開催日	開催地	開会時間	意見陳述者
第187回（臨）	H26.11.17	岩手県盛岡市	2時間26分	5

3 付託議案一覧

件 名	提 出 会 派	審 査 経 過
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外 3 名提出、第 183 回国会衆法第 14 号)	維新	[第 183 回国会] H25. 5. 16 提出 6. 24 憲法審査会に付託 ※第 186 回国会まで継続審査 [第 186 回国会] H26. 4. 10 憲法審査会で撤回許可
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外 7 名提出、第 186 回国会衆法第 14 号)	自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活	[第 186 回国会] H26. 4. 8 提出 4. 10 憲法審査会に付託 5. 8 憲法審査会で可決 (多数) (賛成-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・生活、 反対-共産) 5. 9 本会議で可決 (多数) (賛成-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・生活、 反対-共産・社民) 6. 11 参・憲法審査会で可決 (多数) (賛成-自民・民主・公明・維結・みんな・改革、 反対-共産・社民) 6. 13 参・本会議で可決・成立 (多数) (賛成-自民・民主・公明・維結・みんな・改革・生活、 反対-共産・社民・糸数慶子君・山本太郎君) 6. 20 公布 (法律第 75 号)

Ⅱ

憲法審査会の設置に至るまでの経過

1 憲法調査会の設置以降の国会の動き

《国会法改正（第145回国会）と憲法調査会の設置（第147回国会）》

平成11年 7月29日 憲法調査会設置のための「国会法の一部を改正する法律」が成立。

8月 4日 公布（平成11年法律第118号）。

平成12年 1月20日（第147回国会召集日） 衆参両院に憲法調査会が設置される。

平成14年11月 1日 衆議院憲法調査会が中間報告書を衆議院議長に提出。

《憲法調査会の報告書提出（第162回国会）》

平成17年 4月15日 衆議院憲法調査会が報告書を衆議院議長に提出。この報告書の中で、憲法改正手続法について「早急に整備すべきであるとする意見が多く述べられた」旨の報告がなされる。

4月20日 参議院憲法調査会が報告書を参議院議長に提出。

《憲法調査特別委員会の設置（第163回国会）と憲法改正国民投票法案の提出（第164回国会）》

平成17年 9月22日 国民投票法制に係る議案の審査・起草権限を有する「日本国憲法に関する調査特別委員会」（憲法調査特別委員会）を衆議院に設置。

平成18年 5月26日 自民・公明両党と民主党がそれぞれの
憲法改正国民投票法案を衆議院に提出。

6月 1日 衆議院本会議において、自民・公明案
及び民主案の趣旨説明及び質疑。衆議院
憲法調査特別委員会に付託、審議入り。

《憲法改正国民投票法の成立（第166回国会）》

平成19年 1月25日 参議院にも憲法調査特別委員会が設置
される。

3月27日 自民・公明両党が自民・公明案及び民
主案を併合して一案とする修正案を提出。

4月10日 民主党が民主案の全部を修正する修正
案を提出。

4月12日 衆議院憲法調査特別委員会で自民・公
明両党の併合修正案を可決。

4月13日 衆議院本会議において自民・公明両党
の併合修正案を可決、参議院に送付。

4月16日 参議院本会議において、趣旨説明及び
質疑。翌17日より、参議院憲法調査特
別委員会で審議入り。

5月 8日 民主党が参議院に憲法改正国民投票法
案を提出。

5月11日 参議院憲法調査特別委員会で衆議院か
ら送付された法案を可決。18項目の附
帯決議が付される。

5月14日 参議院本会議において可決、成立。

平成１９年　５月１８日　日本国憲法の改正手続に関する法律の
公布（平成１９年法律第５１号）。

**《憲法審査会の設置（第１６７回国会）と憲法改正国民投票法の
全面施行》**

平成１９年　８月　７日（第１６７回国会召集日）　衆参両院に
憲法審査会が設置される。

平成２１年　６月１１日　衆議院本会議において、衆議院憲法審
査会規程を議決。

平成２２年　５月１８日　憲法改正国民投票法が全面施行される。

平成２３年　５月１８日　参議院本会議において、参議院憲法審
査会規程を議決。

１０月２０日（第１７９回国会召集日）　衆参両院の
本会議において、憲法審査会委員を選任。

１０月２１日　衆参両院の憲法審査会において、会長
及び幹事を互選。

2 衆議院憲法調査会の活動の経過

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に設置されていました。衆議院憲法調査会については、議院運営委員会理事会において、「①憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。②調査期間は、概ね5年程度を目途とする。③会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する。」との申合せがなされていました。

年	国会回次	調 査 会	小委員会	公聴会・海外派遣等
平成12年	第147回 (常会) 1.20 ～6.2《解散》	日本国憲法の制定経緯 戦後の主な違憲判決 調査会設置(1.20) ▶各会派からの意見聴取 ▶参考人質疑 ▶自由討議		
	第148回 (特別会) 7.4～7.6	(今後の進め方について) ▶自由討議		
	第149回 (臨時会) 7.28～8.9			海外派遣 Ⅰ 欧州各国
	第150回 (臨時会) 9.21～12.1	21世紀の日本のあるべき姿(総論的調査) ▶参考人質疑 ▶自由討議 ▶海外派遣報告		
平成13年	第151回 (常会) 1.31～6.29			地方公聴会 ①仙台
	第152回 (臨時会) 8.7～8.10			海外派遣 Ⅱ 欧州・アジア
	第153回 (臨時会) 9.27～12.7			地方公聴会 ③名古屋
平成14年	第154回 (常会) 1.21～7.31	個別テーマごとの各論的調査 ▶4小委員会設置 ▶小委員長からの報告聴取 ▶自由討議	◇基本的人権の保障に関する調査 小委員会 ◇政治の基本機構のあり方に関する調査 小委員会 ◇国際社会における	地方公聴会 ④沖縄 ⑤札幌 海外派遣 Ⅲ 英国・アジア

II 憲法審査会の設置に至るまでの経過

年	国会回次	調 査 会	小委員会	公聴会・ 海外派遣等
平成 14 年	第 155 回 (臨時会) 10. 18～12. 13	▶ 中間報告書の協議決定・議長提出 (11. 1) ▶ 海外派遣報告	日本のあり方に関する調査小委員会 ◇ 地方自治に関する調査小委員会 ▶ 参考人質疑 ▶ 自由討議	地方公聴会 ⑥福岡
平成 15 年	第 156 回 (常会) 1. 20～7. 28 第 157 回 (臨時会) 9. 26 ～10. 10《解散》 第 158 回 (特別会) 11. 19～11. 27	逐条的テーマ別調査 ▶ 4 小委員会設置 ▶ 小委員長からの報告聴取 ▶ 自由討議 ▶ 海外派遣報告	◇ 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会 ◇ 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会 ◇ 基本的人権の保障に関する調査小委員会 ◇ 統治機構のあり方に関する調査小委員会 ▶ 参考人質疑 ▶ 自由討議	地方公聴会 ⑦金沢 ⑧高松 海外派遣 Ⅳ米加メシコ
平成 16 年	第 159 回 (常会) 1. 19～6. 16 第 160 回 (臨時会) 7. 30～8. 6 第 161 回 (臨時会) 10. 12～12. 3	▶ 各会派からの意見聴取 補充調査 ▶ 自由討議 ▶ 海外派遣報告	▶ 参考人質疑 ▶ 自由討議	地方公聴会 ⑨広島 公聴会 Ⅱ Ⅲ
平成 17 年	第 162 回 (常会) 1. 21 ～8. 8《解散》	締め括りの議論 ▶ 自由討議 ▶ 報告書の協議決定・議長提出 (4. 15) ▶ 本会議において、憲法調査会会長から報告書の概要報告 (4. 26)		

(注) 表中「海外派遣」とは憲法調査会の委員からなる衆議院から派遣された議員団が行った調査であり（98 頁参照）、「地方公聴会」とは委員派遣により行った調査である。

【衆議院憲法調査会の開会回数・総開会時間・参考人等の数（延べ人数）】

	開会回数	総開会時間*	参考人	公述人	意見陳述者	その他出席者*
調 査 会	69	223 時間 34 分	38			
各小委員会	62	170 時間 20 分	68			8
公 聴 会	5	25 時間 45 分		27		
地方公聴会	9	32 時間 16 分			61	
合 計		451 時間 55 分	106	27	61	8

* このほか、報告書素案について協議するために幹事会及び幹事懇談会が開かれ、その総開会時間は8時間11分である。

* 「その他出席者」の内訳は、図書館1、最高裁5（事務総長1、総務局長2、行政局長2）、会計検査院2（院長1、事務総局次長1）。

3 衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会の活動の経過

衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会は、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行うため設置されていました。

年	国会回次	委員会・小委員会	公聴会・海外派遣等
平成 17 年	第 163 回 (特別会) 9.21～11.1	○日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件 ▶自由討議 ▶参考人質疑	海外派遣 VI欧州各国
平 成 18 年	第 164 回 (常会) 1.20～6.18	○日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件 ▶海外派遣報告 ▶各会派の基調発言及び質疑 ▶自由討議 ▶参考人質疑 ○日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外5名提出、第164回国会衆法第30号）→自民・公明案 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外3名提出、第164回国会衆法第31号）→民主案 ▶両提案理由説明聴取（6.1） ▶各会派からの意見聴取、提出者からの発言	海外派遣 VII欧州各国

Ⅱ 憲法審査会の設置に至るまでの経過

年	国会回次	委員会・小委員会	公聴会・海外派遣等
平成18年	第165回 (臨時会) 9.26～12.19	○日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件 ▶海外派遣報告 ○自民・公明案、民主案 ▶両提案理由説明聴取 ▶小委員会設置 ▶小委員長からの報告聴取及び小委員の補足的発言 ▶質疑 ▶提出者からの発言、委員からの意見聴取 ◇日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会 ▶参考人意見聴取及び懇談 ▶自由討議	
平成19年	第166回 (常会) 1.25～7.5	○自民・公明案、民主案 ▶自民・公明案及び民主案に対する併合修正案(自民・公明提出)趣旨説明聴取 ▶民主案に対する修正案(民主提出)趣旨説明聴取 ▶質疑 ▶採決(4.12)	公聴会 □□ 地方公聴会 ①新潟 ②大阪

(注) 表中「海外派遣」とは憲法調査特別委員会の委員からなる衆議院から派遣された議員団が行った調査であり(98頁参照)、「地方公聴会」とは委員派遣により行った審査である。

【衆議院憲法調査特別委員会の開会回数・総開会時間・参考人等の数(延べ人数)】

	開会回数	総開会時間*	参考人	公述人	意見陳述者
特別委員会	33	71時間00分	17		
改正手続審査小	5	13時間51分	21		
公聴会	2	11時間36分		13	
地方公聴会	2	4時間16分			8
合計		100時間43分	38	13	8

*このほか、憲法改正国民投票法制に関する論点整理のために理事懇談会が開かれ、その総開会時間は9時間24分である。

*総開会時間の合計のうち、法案審査時間は58時間19分である。

Ⅲ

憲法改正国民投票法の概要

日本国憲法の改正手続に関する法律（「憲法改正国民投票法」）の概要は、以下のとおりです。

1 憲法改正の発議手続（国会法）

（１）憲法改正原案の発議

- ・ 議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員 100 人以上、参議院においては議員 50 人以上の賛成を要する。
- ・ 憲法改正原案は、内容において関連する事項ごとに区分して個別に発議するものとする。

（２）憲法審査会の設置

「憲法調査会」の後継機関として、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

2 国民投票の実施手続

（１）投票期日

国民投票は、国会の発議後 60 日から 180 日以内に国会の議決した期日に行う。

（２）投票権者

18 歳以上の日本国民は、投票権を有する（ただし、経過的に平成 30 年 6 月 20 日までの間は 20 歳以上）。

（３）国民投票広報協議会

憲法改正の発議があったときは、国会に、両議院の議員各 10 名で構成する国民投票広報協議会を設置し、国民投票公報の原稿の作成等、国民に対する広報を行う。

(4) 投票の方式と「過半数」の意義

- ・ 賛成するときは賛成の文字を、反対するときは反対の文字を○で囲む。
- ・ 賛成投票の数が投票総数（賛成投票数と反対投票数の合計数）の2分の1を超えた場合は、憲法改正について国民の承認があったものとする。

(5) 国民投票運動（※国民投票運動は原則自由とし、マスコミ規制は設けない。）

- ・ 国民投票運動とは、憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。
- ・ 公務員が行う国民投票運動については、他の法令により禁止される政治的行為を伴わない純粋な勧誘・意見表明に限り、行うことができる。
- ・ 特定公務員（選管職員、裁判官、検察官、警察官など）等の在職中の国民投票運動の禁止（罰則あり）。
- ・ 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止（罰則なし）。
- ・ 投票日前14日間は、スポットCM禁止（罰則なし）。
- ・ 政党等の国民投票運動について、賛否平等の公営制度（テレビ・新聞広告）を設ける。

(6) 罰則

組織により多数の投票人に対して行う買収・利害誘導、公務員等の職権濫用による国民投票の自由妨害、投票の秘密侵害等について罰則を設ける。

(7) 施行期日

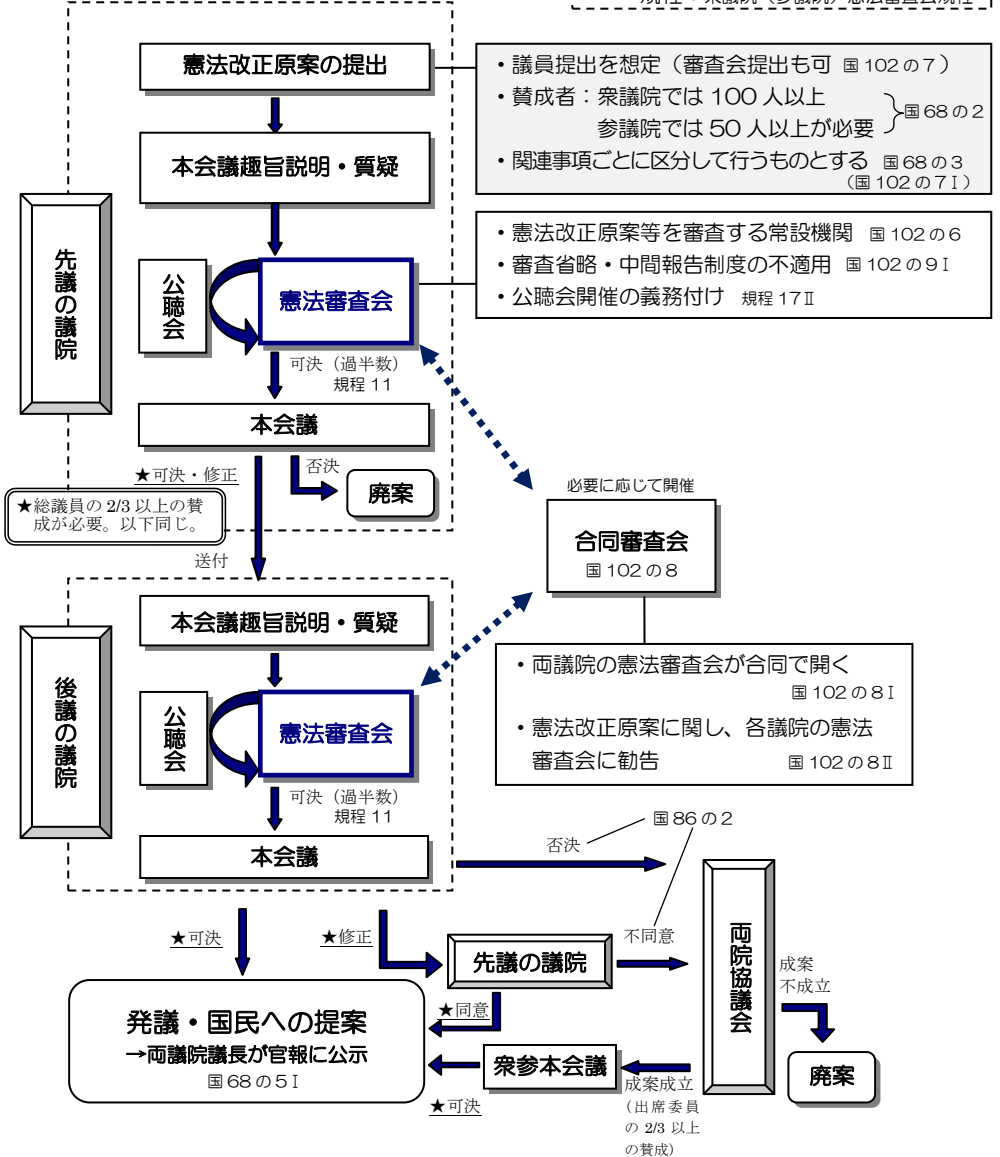
公布後3年を経過した日（平成22年5月18日）から施行された。

3 憲法改正国民投票法における手続の概要

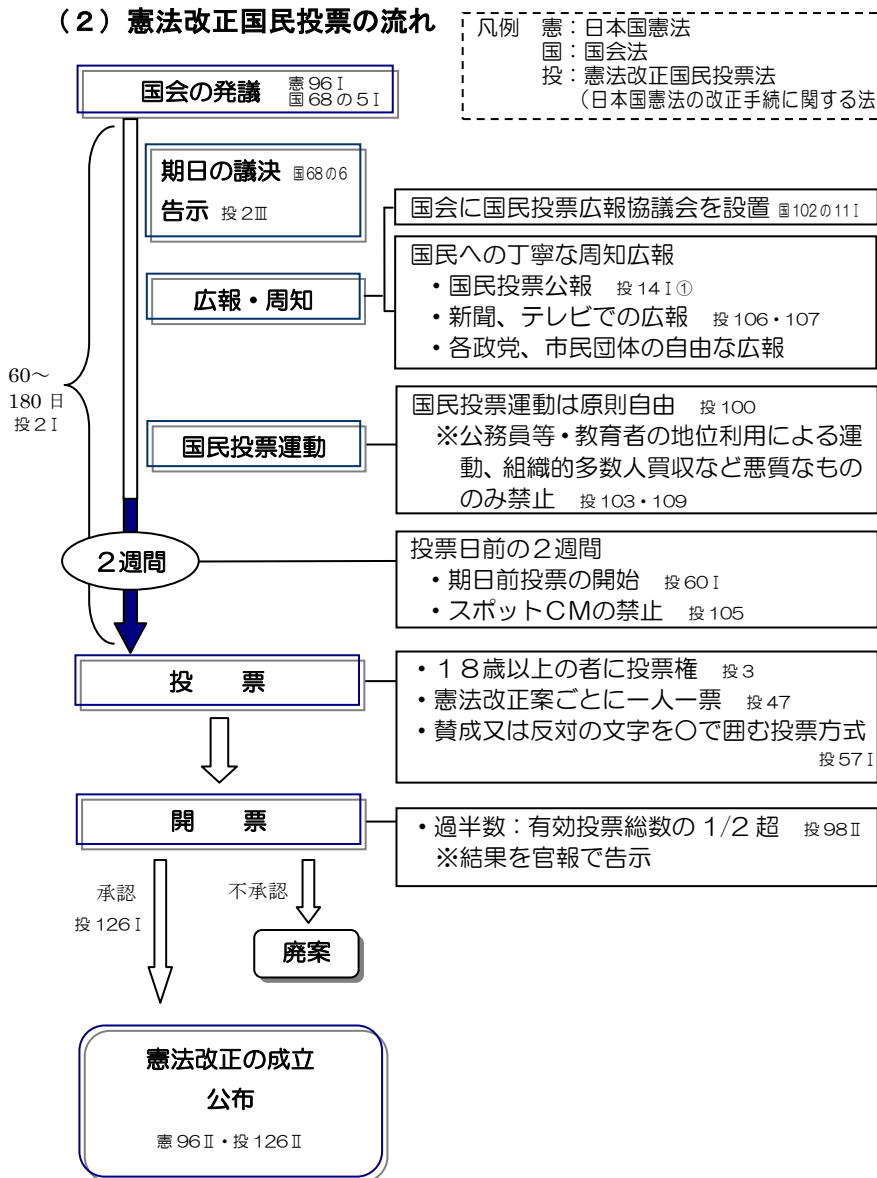
(1) 憲法改正の発議までの流れ

凡例 国：国会法

規程：衆議院（参議院）憲法審査会規程



(2) 憲法改正国民投票の流れ



4 憲法改正国民投票法に係る検討課題への対応

平成19年5月18日に公布された憲法改正国民投票法には、その附則（以下「制定法附則」という。）に3つの検討課題、いわゆる「3つの宿題」が以下のように定められていました。その後、これらの検討課題に対応し、憲法改正の準備を整えるため、平成26年4月8日に7会派（自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活）の共同で衆議院に憲法改正国民投票法改正案が提出され、同年5月9日に衆議院で可決、6月13日に参議院で可決・成立し、同月20日に公布され、即日施行されました。

以下、「3つの宿題」の各項目に関する憲法改正国民投票法改正法（以下「平成26年改正法」という。）による対応について、提出者の発言に基づいてご説明します。

（1）18歳以上20歳未満の者の国政選挙への参加等についての法制上の措置

（制定法附則における検討課題）

憲法改正国民投票の投票権年齢は18歳とされているが（本則3条）、一方で、選挙権年齢及び民法の成年年齢はいずれも20歳である。この点、制定当時の提出者は、投票権年齢、選挙権年齢及び成年年齢等について、立法政策上、18歳に合わせていく必要がある¹と考えており、制定後3年の間（平成22年5月まで）に、そのための法制上の措置を講ずるものとしていた。な

¹ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第3号（平成19年4月18日）35頁（葉梨康弘議員）

お、この法制上の措置が講ぜられ、選挙権年齢等が18歳に引き下げられるまでの間は、憲法改正国民投票の投票権年齢も20歳とする、いわゆる「ストッパー」が設けられていた²。

（平成26年改正法における対応）

平成26年改正法においては、憲法改正国民投票の投票権年齢は、その施行後4年間は「20歳以上」、5年目（平成30年6月21日）からは「18歳以上」とした。

一方で、選挙権年齢等の引下げ（公職選挙法、民法等の改正）については、これらの年齢も18歳にそろえることが立法政策上望ましい³との観点から、改めて検討条項が設けられることとなったが、その検討期限については、「速やかに」法制上の措置を講ずることとされているのみで、投票権年齢の引下げとの間に「リンク」は設けられていない⁴。

（2）公務員の政治的行為の制限に関する検討

（制定法附則における検討課題）

憲法改正国民投票に際しては、公務員であっても、国民としての資格で賛否の勧誘、意見の表明を行うことは広く認められるべき⁵と考えられるが、一方で、国民投票運動に関して、あるいは国民投票運動に付随して、特定の候補者等を支持するような政治的

² 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第4号（平成19年4月19日）30頁（船田元議員）

³ 第186回国会参議院憲法審査会会議録第5号（平成26年5月28日）2頁（船田元議員）

⁴ 第186回国会衆議院憲法審査会会議録第5号（平成26年5月8日）33頁（船田元議員）

⁵ 第166回国会参議院会議録第17号（平成19年4月16日）7頁（保岡興治議員）

な行為が併せて行われるおそれがあるという問題も指摘されていた⁶。

そこで、制定後3年の間（平成22年5月まで）に、公務員といえども自由に賛否の勧誘をできるとすべき部分と、公務員の政治的中立の観点から規制する部分とを切り分け⁷、そのために必要な法制上の措置を講ずるため、公務員の政治的行為の制限についての検討規定が設けられていた。

（平成26年改正法における対応）

平成26年改正法においては、公務員が行う国民投票運動については、公務員であっても、特定の政治的目的を持たない賛否の勧誘は自由に行えるようにすべき⁸との考えから、賛成・反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、これを行うことができることとした。ただし、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないこととした。

一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性の確保の観点に鑑み⁹、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰等に対する規制の在り方については、速やかに必要な法制上の措置を講ずる旨の検討条項を設けた。

また、国民投票運動を直接取り締まる、あるいはそれについて判断を下す者については、引き続き国民投票運動を禁止する必要

⁶ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第7号（平成19年4月26日）5頁（船田元議員）

⁷ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第2号（平成19年4月17日）7頁（葉梨康弘議員）

⁸ 第186回国会衆議院憲法審査会議録第2号（平成26年4月17日）3頁（船田元議員）

⁹ 第186回国会衆議院憲法審査会議録第4号（平成26年4月24日）28頁（北側一雄議員）

がある¹⁰との判断から、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないこととした。

（３）憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討

（制定法附則における検討課題）

憲法改正以外に国民投票の対象を拡大することについては、その対象が「憲法改正を要する問題」及び「憲法改正の対象となり得る問題」であれば、憲法 96 条の周辺に位置するものということもできる¹¹との議論を踏まえ、間接民主制との整合性の確保等の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとしていた。

（平成 26 年改正法における対応）

平成 26 年改正法においては、国民投票の対象拡大については、間接民主制との整合性等に留意しつつ、引き続き検討していく必要があること¹²から、改めて、「その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」旨の検討条項を設けた。

¹⁰ 第 186 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号（平成 26 年 5 月 28 日）14 頁（船田元議員）

¹¹ 第 166 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 4 号（その 1）（平成 19 年 3 月 29 日）3 頁（保岡興治議員）

¹² 第 186 回国会衆議院憲法審査会議録第 2 号（平成 26 年 4 月 17 日）6 頁（船田元議員）

(参考) 憲法改正国民投票法に係る附帯決議

①平成26年改正時の附帯決議

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

平成26年5月8日
衆議院憲法審査会

- 一 選挙権を有する者の年齢については、民法で定める成年年齢に先行してこの法律の施行後二年以内を目途に、年齢満十八年以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講ずること。
 - 二 政府は、国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満十八年以上」に引き下げられることを踏まえ、国民に対する周知啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 三 政府は、遅くともこの法律の施行の四年後には年齢満十八年以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実を図ること。
 - 四 公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。
 - 五 地方公務員の政治的行為について国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐものとする。
 - 六 政府は、この法律の施行に当たり、国民投票運動を行う公務員に萎縮的効果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。
 - 七 憲法改正国民投票以外の国民投票については、この法律の附則第五項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国民投票の手続、効力等に関し、本憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。
- 右決議する。

**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議**

平成26年6月11日

参議院憲法審査会

- 一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。
- 二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原則に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。
- 三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに国民主権及び間接民主制の趣旨にのっとり、立法措置によって可能とすることができるかどうかについて、徹底的に審議を尽くすこと。
- 四、本法律の施行に当たり、政府にあっては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更することができるという性質のものではなく、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないが、いずれにせよ、その可否については、個別的、具体的に検討されるべきものであると政府自身も憲法の解釈の変更に関する審議で明らかにしているところであり、それを十分に踏まえること。
- 五、本法律の施行に当たり、政府においては、前項に基づき、解釈に当たっては、立憲主義及び国民主権の原理に基づき、憲法規範そのものに対する国民の信頼を保持し、かつ、日本国憲法を国の最高法規とする法秩序の維持のために、取り組むこと。
- 六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

- 七、選挙権年齢については、民法で定める成年年齢に先行して本法律の施行後二年以内を目途に、年齢満十八年以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講ずること。
- 八、選挙権年齢に係る法制上の措置の検討に際しては、憲法前文において国民主権と間接民主制の原理とともに人類普遍の原理として位置付けていること等を十全に踏まえて取り組むこと。
- 九、政府は、憲法改正国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満十八年以上」に引き下げられる場合、国民に対する憲法改正手続や国民投票制度について、より一層の周知啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 十、政府は、遅くとも本法律の施行の四年後には年齢満十八年以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実及び深化を図ること。
- 十一、政府は、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制について、表現の自由、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を不当に侵害することにならないよう、ガイドラインを作成する等、禁止される行為と許容される行為を明確化するための必要な措置を講ずること。
- 十二、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。
- 十三、地方公務員の政治的行為について国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐこととすること。
- 十四、政府は、本法律の施行に当たり、国民投票運動を行う公務員に萎縮的効果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。
- 十五、本法律の附則第四項に定める組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方について検討を行う際には、その規制の必要性及び合理性等について十全な検討を行うこと。
- 十六、国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲については、適宜検証を行うこと。
- 十七、一般的国民投票制度については、本法律の附則第五項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国民投票の手続、効力等に関し、憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。
- 十八、最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正国民投票において国民主権を直接行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑義が生じないようにすることを念頭に置き、速やかに結論を得るよう努めること。
- 十九、テレビ・ラジオの有料広告については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重しつつ、憲法改正案に対する賛成・反対の意見が公平に扱われるよう、その方策の検討を速やかに行うこと。
- 二十、本附帯決議で新たに付された項目を含め、日本国憲法の改正手続に関する法律制定時の附帯決議については、改めてその趣旨及び内容を十分に踏まえ、各項目を精査し、その実現のために必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

②平成19年法制定時の附帯決議

日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議

平成19年5月11日
参議院日本国憲法に関する調査特別委員会

- 1 国民投票の対象・範囲については、憲法審査会において、その意義及び必要性の有無等について十分な検討を加え、適切な措置を講じるように努めること。
 - 2 成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること。
 - 3 憲法改正原案の発議に当たり、内容に関する関連性の判断は、その判断基準を明らかにするとともに、外部有識者の意見も踏まえ、適切かつ慎重に行うこと。
 - 4 国民投票の期日に関する議決について両院の議決の不一致が生じた場合の調整について必要な措置を講じること。
 - 5 国会による発議の公示と中央選挙管理会による投票期日の告示は、同日の官報により実施できるように努めること。
 - 6 低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。
 - 7 在外投票については、投票の機会が十分に保障されるよう、万全の措置を講じること。
 - 8 国民投票広報協議会の運営に際しては、要旨の作成、賛成意見、反対意見の集約に当たり、外部有識者の知見等を活用し、客観性、正確性、中立性、公正性が確保されるように十分に留意すること。
 - 9 国民投票公報は、発議後可能な限り早期に投票権者の元に確実に届くように配慮するとともに、国民の情報入手手段が多様化されている実態にかんがみ、公式サイトを設置するなど周知手段を工夫すること。
 - 10 国民投票の結果告示においては、棄権の意思が明確に表示されるよう、白票の数も明示するものとする。
 - 11 公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。
 - 12 罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加え、必要な法制上の措置も含めて検討すること。
 - 13 テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること。
 - 14 罰則の適用に当たっては、公職選挙運動の規制との峻別により留意するとともに、国民の憲法改正に関する意見表明・運動等が萎縮し制約されることのないよう慎重に運用すること。
 - 15 憲法審査会においては、いわゆる凍結期間である三年間は、憲法調査会報告書で指摘された課題等について十分な調査を行うこと。
 - 16 憲法審査会における審査手続及び運営については、憲法改正原案の重要性にかんがみ、定数数や議決要件等を明定するとともに、その審議に当たっては、少数党派にも十分配慮すること。
 - 17 憲法改正の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。
 - 18 合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。
- 右決議する。

※便宜、各項目に番号を付しました。

IV

衆議院憲法調査会における議論

ここでは、衆議院憲法調査会報告書第3編第3章第1節の「あらまし」（報告書230～252頁）を収録しています。

「あらまし」とは、同章第2節（日本国憲法の制定経緯）、第3節（日本国憲法の各条章に関する意見）及び第4節（今後の憲法論議等）において記述する委員の意見を概観することができるよう、これを要約したものです（同230頁）。

議論の詳細については、報告書の該当ページを付しましたので、ご参照下さい。

日本国憲法の制定経緯

日本国憲法制定の意義について、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義等の諸原則を定めた点を高く評価する意見が述べられた。これに対し、日本国憲法の制定は、日本の伝統・文化等を軽視ないし否定した側面があるのではないか等とする意見も述べられた。

日本国憲法の制定経緯については、GHQ民政局が作成した草案を日本側に提示し、それを基に日本国憲法の草案を起草するよう指示したことを端緒とする、日本国憲法の制定に対する一連のGHQの関与等について議論が行われた。この点については、日本国憲法の制定に対する一連のGHQの関与を「押しつけ」と捉えて問題視する意見もあったが、その点ばかりを強調すべきではないとする意見が多く述べられた。

その他、日本国憲法の各項目の制定経緯等についても議論が行われた。

【報告書253頁～】

総論的事項

1 日本国憲法に対する全般的な評価

国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重という日本国憲法の基本的な原理を今後とも維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

【報告書270頁～】

2 憲法の役割

憲法の役割について、次のような意見が述べられた。

一つは、憲法の役割について、近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限する役割を重視する意見である。もう一つは、憲法の役割について、国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見である。このような重点の置き方の違いは、憲法事項の内容、例えば、前文に我が国固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務規定を増やすべきか否か、憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等について、意見が分かれる基因となっている。

【報告書271頁～】

3 憲法と現実との乖離

自衛隊の存在や海外におけるその活動と、9条に定める戦争の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認との関係、選挙における一票の価値の格差の問題と、14条に定める法の下での平等との関係をはじめとして、いくつかの事項が憲法と現実との乖離として取り上げられた。

憲法と現実との乖離として取り上げられた事項を憲法解釈により説明付けることについては、憲法の空洞化・形骸化を招き、ひいては憲法規範の軽視や憲法本来の安定性を毀損するのではないかという懸念等が指摘された。

そこで、当該乖離をいかなる方法で解消すべきかについては、意見が分かれた。

一方は現実に合わせて憲法を改正すべきであるとする意見であり、他方は現実を憲法に合わせて是正していくべきであるとする意見である。この意見の違いは、主として、9条と現実との乖離をどう解消するかにおいて現れた。

【報告書274頁～】

4 憲法制定後の状況の変化と憲法の関係

憲法を取り巻く状況は、制定以来、著しく変容している。その事例として取り上げられたものとしては、①我が国に対する国際貢献の期待の高まり、②科学技術の進歩、③環境問題の発生等があった。

これらの状況の変化を踏まえ、憲法の条項にこれを反映させることの要否が憲法のいくつかの分野において議論された。ここでは、これらの状況の変化に対応して憲法に規定を設けるべきであるとする意見と、憲法の理念を踏まえ法律等で対応することが重要であり、憲法改正は必要ないとする意見が述べられた。

【報告書279頁～】

前 文

1 内 容

前文に関しては、主として前文の必要性の有無、前文と各条文との関係、前文の規範性、前文の内容及び前文の文章・表現について議論が行われた。

前文と各条文との関係については、前文は各条文との間に密接な関係を有しているとする意見が述べられた。

前文の内容に関する主な議論は、前文に規定すべき事項についてである。この点については、我が国固有の歴史・伝統・文化等を前文に明記することの是非に関する議論が行われたが、意見が分かれた。

歴史・伝統・文化等は多様性を持っており、特定の価値観を規定することは慎むべきであるとする意見もあったが、前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意見が多く述べられた。

また、憲法の基本三原則や地球環境に対する我が国の対応を前文に規定することについて議論が行われた。

【報告書 282 頁～】

2 文章・表現

前文の文章・表現については、前文の文章は国民の間に定着しており、変える必要はないとする意見もあったが、英語の文章構造に基づく、いわゆる翻訳調のものであることから、日本人の発想に基づいた、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべきであるとする意見や、シンプルなものに改めるべきであるとする意見が多く述べられた。

【報告書 285 頁～】

3 前文と憲法の各項目に対応した発言

前文と憲法の各項目との関連で議論が行われた。その主なものは、平和主義や平和的生存権に関するものであった。平和主義については、その趣旨を評価する意見と、批判的な意見とが述べられた。また、平和的生存権については、平和的生存権を評価する意見と平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見が述べられた。

【報告書287頁～】

天 皇

1 象徴天皇制に対する評価

現行の象徴天皇制については、国民から支持され定着していること、歴史的にみても本来の天皇制のあり方に適ったものであること等を理由として、今後とも維持されるべきものであるとする意見が多く述べられ、その存廃を当面の憲法問題とする意見はなかった。

また、国民主権の下における天皇制の位置付けについても議論が行われた。

【報告書 292 頁～】

2 天皇の地位

天皇の地位については、元首の問題が取り上げられた。天皇を元首と認識すべきか否かについては、意見が分かれた。また、憲法に天皇が元首である旨の規定を置くべきか否かについても両論があったが、元首である旨を明記する必要はないとする意見が多く述べられた。

天皇が元首である旨を明記する必要はないとする意見は、その論拠として、①国政に関する一切の権能を有しないという天皇の現在の地位からするとその旨の規定は困難であること、②国民の大半が現在の象徴天皇制に異議を述べていないこと、③元首と明記しないことが象徴天皇制にふさわしいこと等を挙げている。これに対し、天皇を元首と明記すべきであるとする意見は、天皇は現に元首であると認識し得るから、これを明確にすべきであるとするものである。

【報告書 293 頁～】

3 皇位継承

皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた。その主な議論は、女性による皇位継承の是非に関するものである。この点については、女性による皇位継承を認めることに慎重な意見もあったが、これを認めるべきであるとする意見が多く述べられた。

女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見は、①憲法が皇位継承権を男性に限定していないこと、②男性による継承に限定したままでは皇統が断絶する懸念があること、③女性の天皇を容認する国民世論の動向、④これを認めることが男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流にも適うものであること等を論拠としている。これに対し、慎重論は、男系男子による継承が我が国の伝統であること等を論拠としている。

【報告書296頁～】

4 天皇の行為

天皇の行為については、国事行為のあり方及び運用、国事行為及び私的行為以外の天皇の行為類型を容認するか否か等に関する議論が行われた。

【報告書298頁～】

安全保障・国際協力

1 安全保障

(1) 9条に対する評価

安全保障については、9条がこれまで我が国の平和や繁栄に果たしてきた役割を評価する意見が多く述べられた。また、少なくとも同条1項の戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

9条に対する評価として、①現行の憲法は優れた憲法であり、戦後の日本の平和と安定・発展に大きく寄与してきたとする意見、②9条は単なる理念ではなく、軍事大国に進まない歯止めとなっているとする意見、③9条と前文に基づく平和主義と徹底した平和主義への国民の努力が、我が国の平和に大きな貢献をしてきたことは、アジア各国からの平和主義への支持と積極的な評価からも明らかであるとする意見、④憲法は、軍事的手段による安全保障を否定し、徹底して人間の安全保障を希求しているとする意見が述べられた。これに対し、9条があることにより、日本が紛争を起こさず、他国にも侵略されていないとする議論があるが、日米安全保障条約及び自衛隊の存在があったからこそ、我が国は、平和と経済的繁栄を享受してきたとする意見等が述べられた。

【報告書301頁～】

(2) 自衛権及び自衛隊

自衛権の行使として武力の行使が認められるか否かについては、自衛権の行使としてであっても武力の行使は認められないとする意見もあったが、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられた。

【報告書302頁】

(i) 自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係

上記のとおり、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認めるとする意見が多く述べられたが、この意見は、自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係に関しては、d.自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべきであるとする意見、b.自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見、c.自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9条を堅持すべきであるとする意見に大別することができる。なお、cの意見の中には、自衛隊に関する規定を憲法に追加すべきか否かについては、今後の議論の対象であるとする意見を含んでいる。

また、d.自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見が述べられた。

上記のように意見は分かれているが、自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた。

aの立場が、自衛権及び自衛隊についての憲法上の位置付けを明確にすることに重点を置くのに対し、bの立場は、強力な公権力行使である自衛権の行使について、これを制限的・抑制的なものにするため、その発動要件と限界、自衛隊の行動原則等を規定して法的統制を図ることに重点を置くものである。また、cの立場は、個別的自衛権の担保として存在する自衛隊は、9条2項の戦力に当たらないと解することができるという考え方に基づくものである。

一方、dの立場からは、9条を堅持すべきであるとし、我が国は同条の理念の下で、紛争の未然防止及び紛争が生じた場合の平和的解決に向けての努力を行うべきであるとする意見が述べられた。また、自衛隊については、これを否定的に評価し、災害対策のための別組織への改組や、その段階的な解消を行うべきであるなどとしている。

【報告書302頁～】

(ii) 集団的自衛権

集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべきではないとする意見に、ほぼ三分された。

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする意見は、論拠として、①米国と共同して行う我が国の防衛及び我が国周辺における国際協力をより円滑・効果的に行うため、あるいは、米国との対等な同盟関係を構築するためにこれを認めるべきであること、②集団的自衛権は主権国家が持つ自然権であり、国連憲章上も認められていることから、我が国においてもその行使は認められること等を挙げている。

集団的自衛権の行使の限度については、限度を付すことにより他国と共同して行う活動に支障を来す場合も想定されるため、憲法にあらかじめ限度を設けるべきではなく、状況に応じて随時、政策判断をなすべきであるとする意見と、集団的自衛権は、抑制的・限定的に行使すべきであり、①同盟国間に限定する、②東アジア地域に限定する、あるいは、③我が国の死活的利益に重大な影響がある場合に限定するなどの限度を設けるべきであるとする意見等が述べられた。

集団的自衛権の行使を認めるべきではないとする意見は、その論拠として、①集団的自衛権は国連憲章上例外的かつ暫定的なものとされ、現実には軍事同盟の根拠とされていること、②その行使を認めることは、地球的規模で行われる米国の戦争に自衛隊が制約なく参加できるようにするものであること、③集団的自衛権の行使を認めることはアジア諸国に対して不信感と脅威を与える結果となること等を挙げている。

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする立場から、その法的根拠について、憲法解釈の変更により認められるとする意見もあったが、憲法改正によるべきであるとする意見が多く

述べられた。

憲法改正によるべきであるとする意見は、上記（い）のα及びβに記したところと同様である。

集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更により認められるとする意見は、国家は、その固有の権利として、個別的・集団的を問わず自衛権を有し、行使できるのであり、集団的自衛権の行使を認めることを憲法に明記する必要はないとするものである。

【報告書308頁～】

（３）日米安全保障条約

日米安全保障条約については、その存続を前提とする意見と同条約に否定的な意見が述べられた。

日米安全保障条約の存続を前提とする意見も一様ではない。一方には、核の脅威等に我が国一国で対応することは、アジア地域に緊張を持ち込むことになり、日米同盟は非常に現実的な安全保障政策であるとする意見等があり、他方には、我が国の安全保障は、現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、我が国の自立のためにも、国連中心主義を重視すべきであるとする意見等があった。

これに対し、日米安全保障条約に否定的な立場からは、９条の精神に沿って、これと矛盾する日米安全保障条約を解消すべきであるとする意見等が述べられた。

【報告書312頁～】

（４）在日米軍基地問題

在日米軍基地に関しては、基地問題の現状と今後のあり方、基地問題と憲法との関係等について議論が行われ、祖国復帰から今日に至るまでの沖縄は、膨大な米軍基地や日米地位協定が存在するため憲法の理念に反する状況に置かれているが、憲法

の精神、理念の実現が求められているとする意見等が述べられた。

【報告書 3 1 4 頁～】

（５）核兵器の廃絶等

核兵器の廃絶等については、①核兵器の廃絶や非核三原則を憲法に明記すべきであるとする意見、②核抑止論から脱却しない限り核兵器拡散の危険性は続き、核兵器の廃絶と矛盾する核抑止論は認められないとする意見、③米国の核抑止力に依存しなければ、必要最小限度とされる自衛権の行使だけでは我が国の安全は確保できないとする意見等が述べられた。

【報告書 3 1 6 頁】

２ 国際協力

（１）国際協力の推進

我が国が今後も積極的に国際協力を行うべきであるとするこのについては、概ね共通の理解があったが、我が国がどのような国際協力を行うべきであるのかについては、多様な意見が述べられた。

【報告書 3 1 7 頁】

（２）国際協力の推進と憲法との関係

憲法に国際協力に関する規定を置くことの是非については、規定を置くべきであるとする意見と、新たに憲法に規定する必要はないとする意見が述べられた。

憲法に国際協力に関する規定を置くべきであるとする立場からは、①国際協力活動の根拠規定を置くべきであるとする意見、②自衛隊の海外派遣についての根拠規定を置くべきであるとする意見、③軍事力の行使による国際協力が不可避である場合に

これを可能とする規定を置くべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、新たに憲法に規定する必要はないとする立場からは、我が国は9条の下で非軍事的な分野における支援活動を行うべきであるから、憲法を改正する必要はないとする意見等が述べられた。

【報告書317頁～】

(3) 国連の集団安全保障活動への参加

国際協力の一類型である国連の集団安全保障活動への参加の是非については、参加は非軍事の分野に限るべきであるとする意見もあったが、非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見が多く述べられた。

非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見は、その論拠として、①国際の平和と安全から大きな恩恵を享受する我が国は、国際協力に関し、経済大国にふさわしい役割を果たすべきであること、②一国平和主義から脱却して他国とリスクを共有すべきであること等を挙げている。この立場から、その法的根拠について、現行憲法の下でも参加が可能であるとする意見もあったが、その法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見が多く述べられた。法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、①国連軍や多国籍軍を含め積極的に参加することを憲法上可能とする必要があること、②当該参加に係る武力行使を限定的なものであるための規定を設ける必要があること等を挙げている。また、現行憲法の下でも当該参加が可能であるとする立場からは、集団安全保障活動は9条が禁ずる国権の発動としての武力の行使ではなく、前文の国際協調主義に基づくものであり、自衛のための必要最小限度の武力の行使とは別枠で認められていると解釈することが可能であるとする意見等が述べられた。

これに対し、参加は非軍事の分野に限るべきであるとする意

見は、その論拠として、①国連の集団安全保障活動であっても、これに参加して武力を行使することは憲法に違反すること、②我が国が軍事的強制措置に参加することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与えるおそれがあること等を挙げている。

【報告書 319 頁～】

（４）自衛隊の国際協力活動

自衛隊の国際協力活動の是非については、自衛隊を活用すべきであるとする立場からの意見と、これを活用することは適当ではないとする立場からの意見があった。

自衛隊を活用すべきであるとする立場からは、①我が国は世界から人的貢献を含む国際協力を行うことが期待されているところ、その都度自衛隊を派遣するのに必要となる法律を制定することは限界にきているので、憲法に自衛隊の国際協力に関する明文規定を置くべきであるとする意見、②自衛隊の海外派遣について一般的に定める恒久法を制定すべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、自衛隊を活用することは適当ではないとする立場からは、①自衛隊の海外派遣は憲法上認められないとする意見、②NGOなど自衛隊以外の人的貢献のあり方について検討すべきであるとする意見等が述べられた。

【報告書 322 頁～】

（５）地域安全保障

地域安全保障に関しては、アジアにおける地域安全保障の枠組みの構築等について議論が行われ、何らかの枠組みが必要であるとする意見が多く述べられた。その主なものとしては、①国際的なテロへの共同対処の必要性や北東アジアの地域情勢を考慮すると、アジア諸国が日常的な外交、協議、信頼醸成等を積み重ねることにより安全保障を確保することが重要であり、

そのための地域安全保障の枠組みを構築すべきであるとする意見、②我が国の安全保障のあり方として、日米安全保障体制を維持・発展させるべきであるが、これに依存するだけでなく、他の外交的選択肢として、アジアにおける集団安全保障機構の創設を検討すべきであるとする意見等があった。

ただ、その枠組みのあり方については、武力の行使を含む枠組みを構想するものと、非軍事的な安全保障対話の枠組みを構築すべきであるとするものに分かれている。

このほか、経済の自由化と地域安全保障との関係に関する議論が行われた。

【報告書 328 頁～】

3 その他

その他、国連に関する諸事項、国家主権の移譲等に関する議論が行われた。

国民の権利及び義務

1 国民の権利及び義務総論

(1) 近代立憲主義とその展開

国民の権利及び義務に関する憲法のあり方という基本問題に関し、憲法は国家権力の濫用から国民の基本的人権を守ることとその目的とするとし、国家からの自由を基本に据える近代立憲主義の考え方を重視すべきであるとする意見と、近代立憲主義を踏まえつつも、基本的人権の保障についての国家の積極的役割をも重視すべきであるとする意見が述べられた。

近代立憲主義の考え方を重視する前者の意見は、憲法の公権力行使の制限規範としての要素を重視するものである。

これに対し、国家の積極的役割をも重視すべきであるとする後者の意見は、環境問題、人権間の調整、科学技術の進展等、国家からの自由のみでは説明及び解決が難しい事態が生じているのではないかとし、人権保障等に関する国家の積極的な役割を求めるものである。

【報告書333頁～】

(2) 基本的人権の調整

基本的人権の調整に関し、公共の福祉の問題等が取り上げられたが、その主な論点は、人権の調整又は制約の目的・手段の合理性をどのように担保するかにあった。この点については、①権利の類型等に応じて、公共の福祉の内容を具体的に憲法に規定すべきであるとする意見、②人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、主に、議会の定める法律の形式で行われるべきであるとする意見等が述べられた。②の意見は、当該合理性の判断という国家の本質的事項について議会が安易に行政権に立法委任することを戒める趣旨を持つものである。ただし、①と②は、二律背反的なものではなく、議会が当該判断を

的確に行うための指針を示すために、①のような憲法規定が必要であるとする意見もあった。

【報告書 336 頁～】

(3) 外国人の人権

人権享有主体の問題に関し、外国人の人権が取り上げられ、様々な角度から議論が行われた。その中でも、定住外国人に地方参政権を付与すべきか否かの問題については、住民自治の観点等からこれに積極的な意見と参政権は国民にのみ与えられるべき権利である等の理由からこれに慎重な意見が述べられた。

【報告書 339 頁～】

(4) いわゆる「新しい人権」

いわゆる「新しい人権」に関しては、これを積極的に認めるということが共通の認識であった。その上で、これを憲法に明記することの要否について議論が行われた。

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、①憲法制定時には想定されていなかった権利が、その後認められるようになったこと、②その憲法への明記が国民の人権の保障に有益であること、③憲法への明記が立法や裁判の基準となること、④憲法が抽象度の高い規範であるとしても、新しい人権が 13 条の幸福追求権等に含まれるという考え方には限界があること等を挙げている。

これに対し、新しい人権を憲法に明記することを要しないとする意見は、例えばプライバシーの権利は 13 条によって、知る権利は 21 条によって既に解釈上認められるに至っている等、憲法の人権規定は現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものであるとするものである。そして、必要なことは、憲法に規定を置くことなく、憲法の精神を具体化する立法措置をとることである等と

している。

新しい人権として規定すべき旨の主張がされたものの代表は、環境権である。憲法に明記する必要はないとする意見もあったが、環境権とするか国家の環境保全義務と構成するかは別として、憲法に環境に関する条項を置くべきであるとする意見が多く述べられた。

また、知る権利・アクセス権や、プライバシー権を憲法に規定すべきであるとする意見も多く述べられた。

【報告書341頁～】

(5) 国民の義務

国民の義務規定を増やすことの是非については、意見が分かれた。

義務規定を増やすべきであるとする意見は、その論拠として、①戦後、日本の社会の各方面において、権利の裏にある義務に対する認識が非常に希薄になり、国家、社会、家族・家庭への責任や義務が軽視され、権利主張のみが横行して他者の権利を侵害し、あるいは、社会の混乱を引き起こすという弊害が生じていること、②権利の行使には義務の履行が伴うこと等を挙げている。この意見の中には、近代立憲主義を克服し、憲法を、国家と国民の協働を規定するものとして再構築することを志向するものがあった。また、義務規定を増やすべきであるとする意見は、国防の義務、環境保全の義務、投票の義務等を義務規定として追加することを提案している。

これに対し、義務規定を増やすべきではないとする意見は、近代立憲主義の憲法観を前提として、憲法の規範の名宛人は公権力であり、国民に対して義務や責任を多く課すべきものではないことを主たる論拠とし、これに加え、憲法に義務規定を増やしても問題の解決にはならないことをも論拠としている。

【報告書346頁～】

(6) 生命倫理と憲法

生命倫理に関する条項を憲法に設けるべきか否かについては、意見が分かれた。

生命倫理に関する条項を憲法に設けるべきであるとする意見は、日本人の倫理観とバランス感覚に方向性を与え、個人の尊厳と学問の自由の調和を図るために、個人の尊厳の上位概念としての人間の尊厳又は生命の尊厳の理念を憲法に明記すべきであるとするものである。

これに対し、生命倫理に関する条項を憲法に設けることに慎重な意見は、生命倫理の分野においても憲法は十分に対応することができるとするものである。

【報告書350頁～】

2 国民の権利及び義務各論

国民の権利及び義務の各条項については、その解釈に当たっては、その制定経緯や歴史的背景を重視しなければならないが、また、各条項に一定の評価を行いつつも、新しい人権を明記する等必要な憲法改正を行うことを主張する意見と、憲法の人権規定は、学説や判例の展開とともに、その内容も豊かなものとなってきたものであり、憲法改正の必要はなく、その実現こそが求められているとする意見等が述べられた。

【報告書353頁～】

(1) 法の下の平等

14条の法の下での平等が要求する平等は、個人をその事実上の違いにかかわらず一律に同等に扱うべきことを求める形式的平等であるのか、又は社会的弱者をより優位に扱うことにより結果を平等なものに近づけようとする実質的平等であるのかに関する議論が行われ、実質的平等を図る方策の一つである積極的差別是正措置について意見が述べられた。

その他、非嫡出子の法定相続分に関する民法規定や、選挙人の投票価値の格差の憲法適合性について議論が行われた。

【報告書354頁～】

（２）信教の自由・政教分離

憲法が信教の自由を保障するほか、政教分離原則を規定していることに関し、同原則の下で許される国家行為の限界について議論が行われた。重点的に議論が行われたのは、内閣総理大臣等の靖国神社への参拝の合憲・違憲の解釈問題である。この点、参拝の目的は戦没者の追悼にあり、効果においても特定の宗教を助長するものではない等として合憲であるとする意見が述べられた一方、政教分離原則を国家と宗教の厳格分離の意に解し、特定の宗教施設へ繰り返される参拝について、その目的・効果からすると政教分離原則に反するとする意見が述べられた。

憲法改正問題としても、内閣総理大臣等が社会的儀礼あるいは習俗の行事へ参加し、公費を支出することが許容されるよう憲法を改正すべきであるとする意見と、国家と宗教の厳格分離を図るため、判断基準を憲法に規定すべきであるとする意見が述べられた。

【報告書359頁～】

（３）表現の自由

表現の自由については、現代社会においては知る権利という観点を加味して再構成しなければならないとする意見が述べられた。

また、報道機関によるプライバシーの侵害等の人権侵害がみられる状況を踏まえ、報道の自由とプライバシー権の合理的な調整はいかにあるべきかについても議論が行われた。

【報告書362頁～】

(4) 財産権

財産権の保障については、現在の日本では財産権が絶対的なものという認識が強く、その規制が難しくなっているとする意見や、財産権が責任や義務を伴うことを憲法に明記すべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、日本国憲法において、財産権は既に社会国家化の流れの中で、社会的拘束を負うものとなっているとする意見も述べられた。

【報告書366頁～】

(5) 家族・家庭に関する事項

家族・家庭に関しては、選択的夫婦別氏制の導入の是非について議論が行われ、女性の働く権利に資する等のために、選択的夫婦別氏制の導入に賛成する意見と、家族の崩壊を誘発するおそれがあること等から、これに反対する意見が述べられた。

また、家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けることの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきであるとする意見は、その論拠として、①24条が行きすぎた個人主義の風潮を生んでいる側面は否定できないこと、②顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の重要性を再認識し、家族における相互扶助、家庭教育等の家族・家庭が果たしてきた機能を再構築する必要があること等を挙げている。

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきではないとする意見は、その論拠として、①利己主義と24条は関係がなく、同条を否定的にみる必要はないこと、②家庭崩壊等の社会問題の解決は憲法に規定を置くよりも家庭生活を守るための具体的な政策に待つべきものであること、③家族・家

庭の尊重のような価値の法制化に危惧を覚えること、④家族条項の規定が戦前の家制度への回帰につながることへの懸念等を挙げている。

【報告書372頁～】

（６）その他

その他、国民の権利及び義務に関する各論的事項として、生命・自由・幸福追求権、思想・良心の自由、生存権、教育を受ける権利、労働基本権、刑事手続上の権利、犯罪被害者の権利等に関する議論が行われた。

政治部門

1 国会

国会に関する主な議論は、二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかに関する問題及び二院制を前提とした両院の権限・選挙制度等の改革に関する問題についてであった。

【報告書380頁】

(1) 二院制の問題

二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかについては、一院制を採用すべきであるとする意見もあったが、二院制を維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

二院制を維持すべきであるとする意見は、その論拠として、①有権者の多様な意思を反映し、少数者の意思表示の機会を確保するためには二院が必要であること、②二院を持ち、法律案等を重ねて審議することにより慎重審議を行うべきであること等を挙げている。

これに対し、一院制を採用すべきであるとする意見は、その論拠として、①實際上両院で同じ議論をしており、国家としての迅速な意思決定を阻害していること、②両院の構成等が異なる場合に国政が停滞すること等を挙げている。

【報告書380頁～】

(2) 二院制を前提とした改革論

二院制を前提として、その改革の方途について議論が行われたが、その議論は、(i)両院の役割分担の明確化、(ii)各議院の議員の選挙制度及び(iii)参議院の権限縮小・権限行使の自主的抑制に分類される。

【報告書381頁】

(i) 両院の役割分担の明確化

両院の役割分担については、その明確化を主張する意見が多く述べられた。その具体的な提案として、①国会の決算審査機能を強化するため、衆議院が予算審査を中心にを行い、参議院が決算審査を中心に行うべきであるとする意見、②参議院の行政監視機能や長期的視野に立った調査機能を強化すべきであるとする意見等が述べられた。

【報告書 381 頁～】

(ii) 各議院の議員の選挙制度

国会議員の選挙制度については、各議院の議員の選挙制度に違いを持たせ、異なる代表機能を発揮させるべきであるとする意見が多く述べられた。これは、現在、各議院の議員の選挙制度が似通いすぎ、二院制の意味を損ねているという問題意識に基づくものであり、いくつかの提案がなされた。

【報告書 382 頁】

(iii) 参議院の権限縮小・権限行使の自主的抑制

衆議院が可決した重要法案を参議院が否決した場合に国政が停滞することや、内閣不信任の権限を持たない参議院が国务大臣に対する問責決議により事実上の不信任をなし得ることへの懸念から、①59条2項の衆議院の再議決要件を緩和すべきであるとする意見、②参議院は問責決議を自主的に抑制する慣行を確立すべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、①二院制の意義は国民の意思の多元的反映にあり、両院におけるダブルチェックを通じて法律案の修正や廃案が行われることは有意義であるとして参議院の役割の軽視を戒める意見、②参議院も国民代表であって権限行使の自主的抑制を求めることは困難であるとする意見等が述べられた。

【報告書 382 頁～】

2 政党

政党に関しては、政党に関する規定を憲法に明記することの是非について議論が行われた。

政党に関する規定を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、①政党は、議会制民主主義の根幹であり、民意を政治に反映する重要な地位・役割を有しているのであって、政党に憲法上の地位を与えるべきであること、②政党の公正さと透明性を確保する仕組みを確立することが重要であること等を挙げている。

これに対し、政党に関する規定を憲法に明記することを要しないとする意見は、その論拠として、①21条が政党の結社の自由を保障していること、②政党に関する諸問題は、単に憲法に規定を設けることによって解決されるものではないこと、③政党に関する規定を設けることによって、政党活動の自由、ひいては結社の自由を阻害することとなるおそれがあること等を挙げている。

【報告書388頁～】

3 議院内閣制

議院内閣制に関しては、主に内閣総理大臣のリーダーシップの強化や、国会の行政監視機能の強化等について議論が行われた。

【報告書393頁】

(1) 内閣総理大臣のリーダーシップの強化

我が国の民主主義をより一層成熟させるためには、官僚主導から政治主導への転換を図る必要があり、そのためには、内閣総理大臣のリーダーシップの強化が必要であるとする意見が多く述べられた。その具体策としては、①内閣総理大臣を意思決定部門である執政権の主体として、執行機関である行政と峻別

した上で、与党幹部が内閣に入ることにより政策決定を一元化し、閣僚以外の議員の行政への関与を厳しく制限し、行政のコントロールに関する内閣の主導性を確保すべきであるとするものや、②国民が選挙を通じて、政策プログラムとその実行主体である内閣総理大臣を一体のものとして事実上直接に選ぶ、議院内閣制の直接民主制的な運用形態である「国民内閣制」を志向すべきであるとするものがあった。

【報告書 393 頁～】

(2) 国会の行政監視機能の強化

国会の行政監視機能を強化すべきであるとする意見が、多く述べられた。その理由としては、①内閣総理大臣のリーダーシップの強化の裏返しとして行政監視機能の強化が必要であるとする意見や、②行政国家化現象の下で行政権が肥大化したにもかかわらず、司法によるチェックが十分機能していないことから、立法機関によるチェック機能の強化が必要であるとする意見が述べられた。

【報告書 394 頁～】

4 首相公選制

内閣総理大臣のリーダーシップの強化を図る方途として、内閣総理大臣を直接公選するいわゆる首相公選制の導入の是非について議論が行われた。この点については、導入すべきであるとする意見も述べられたが、導入すべきではないとする意見が多く述べられた。

首相公選制を導入すべきではないとする意見は、その論拠として、①議会の多数派を基盤としない首相を認めることは政党政治の否定につながることに、②立法府と行政府の不一致といういわゆる分割政府の問題を生じさせることに、③衆愚政治や首相の独裁のおそれがあること等を挙げている。

これに対し、首相公選制を導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①首相が直接公選されることにより、リーダーシップの発揮及び迅速な意思決定が可能となること、②国民が首相を直接に選挙・決定する仕組みを設けることによって、国民の意思を政治に直接反映させることができること等を挙げている。

【報告書397頁～】

5 オンブズマン制度

オンブズマン制度については、主としてその導入の是非について議論が行われた。その導入の是非については、導入することに慎重な意見もあったが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

オンブズマン制度を導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①行政が肥大化している現状の下で、行政機関から独立して国民の権利救済、行政統制又は行政監視を行い、行政の公平性・透明性を図り、法の支配及び民主主義を確立するために必要な制度であること、②行政監視に関する既存の制度を補完する必要があること、③EU諸国において普及し、種々の役割を果たしている実態があること等を挙げている。

これに対し、オンブズマン制度を導入することに慎重な意見は、その論拠として、①行政監視に関する既存の制度との重複を生ずること、②諸外国にみられるような強力な権限・中立性・独立性を有するオンブズマンが、我が国において機能するか疑問であること、③この制度の導入が公務員に萎縮効果を及ぼすおそれがあること、④請願権や国政調査権の実質化こそ先決であること等を挙げている。

なお、オンブズマン制度を導入する場合に、これを憲法上位置付けるべきか否かについても議論が行われたが、この点については、意見が分かれた。

【報告書400頁～】

6 政治部門における憲法解釈

政治部門における憲法解釈が政府の一部門である内閣法制局に事実上委ねられていることは不当であるとする意見が多く述べられたが、内閣法制局が憲法解釈をするのは当然であり、むしろ、国会がその解釈を鵜呑みにしていることが問題であるとする意見や、内閣法制局による法案提出前の厳格な事前審査は、99条の憲法尊重擁護義務に基づくものであるとする意見もあった。

この現状を踏まえ、憲法裁判所の設置や、国会自らが憲法判断を行うための常設の委員会の設置等に関する議論が行われた。

【報告書404頁～】

7 その他

その他、選挙制度、政策評価等に関する議論が行われた。

司法制度

1 違憲審査制

違憲審査制については、違憲審査権の行使の現状及び憲法裁判所による憲法保障を中心に議論が行われた。

【報告書406頁】

(1) 違憲審査権の行使の現状

違憲審査権の行使については、最高裁判所の法令違憲判決が少ないなど、司法が憲法判断に消極的であり、司法に委ねられた憲法保障に係る役割を十分に果たしていないとする意見が多く述べられた。

これに対し、統治行為について司法が関与することは限定的であるべきであるとする意見もあった。

【報告書406頁～】

(2) 憲法裁判所の設置その他の違憲審査制の改善策

上記の違憲審査権の行使の現状を踏まえ、憲法裁判所の設置の是非について議論が行われた。この点については、設置すべきではないとする意見もあったが、設置すべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法裁判所を設置すべきであるとする意見は、その論拠として、①現在の付随的違憲審査制の下では、最高裁判所に憲法の番人としての積極的な役割を期待できないこと、②内閣法制局が事実上憲法の有権解釈を担っていることは問題であること、③抽象的規範統制を行う裁判の仕組みが必要であること等を挙げている。

これに対し、憲法裁判所を設置すべきではないとする意見は、その論拠として、①政治上の争いが裁判所に持ち込まれる「裁判の政治化」や憲法裁判所の判例を念頭に立法過程が営まれる

「政治の裁判化」を招くおそれがあること、②具体的な事件から離れる結果、抽象論・観念論に終始するおそれがあること、③抽象的違憲審査は国権の最高機関である国会の地位・権能に重大な制約を加えるおそれがあること、④政府の政策等に対する合憲性付与機関になりかねないこと等を挙げている。

憲法裁判所の設置以外の違憲審査制の改善策として、最高裁判所に憲法問題のみを所管する憲法部を設置するという構想や、高等裁判所と最高裁判所の間に、上告審としての機能を担うとともに、憲法問題の選別を行う特別高等裁判所を設置する構想等について議論が行われた。

なお、憲法裁判所に関する議論に関連して、国会に法律案等の憲法適合性の事前審査を行う憲法委員会を設けることを提案する意見もあった。

【報告書407頁～】

2 最高裁判所裁判官の国民審査制度

最高裁判所裁判官の国民審査制度については、同制度は形骸化しており、廃止すべきであるとする意見が述べられた。この意見の中には、①国民の意思が明確となる他の方法によるべきであるとするものや、②最高裁判所裁判官の任命を国会の承認人事とすべきであるとするもの等、別の適格性審査の仕組みを模索しようとするものがあった。

これに対して、現行の国民審査制度は最高裁判所が違憲審査権を行使する終審裁判所であることから導入されたこと等を踏まえ、国民審査制度の見直しに慎重な意見もあった。

【報告書413頁】

3 その他

その他、国民の司法参加、行政裁判所等の新しい裁判所、裁判官の任命・身分保障等、裁判官の報酬の減額禁止措置等に関する議論が行われた。

財 政

1 財政民主主義

財政民主主義に関しては、その実質化のための方策について議論が行われた。この点については、①国民の現在負担及び将来負担を含めた財政情報を国民に分かりやすく提供すべきであるとする意見、②公会計を透明性の高いルールの下に置くべきであるとする意見、③内閣総理大臣の予算決算に関する説明責任を憲法に明記すべきであるとする意見、④国会による決算審査の結果を予算編成に効果的に反映できるような仕組みを設けるべきであるとする意見、⑤国会の財政統制機能を強化するため国会に会計検査院を附置し、又は行政監視院等の附属機関を設置すべきであるとする意見等が述べられた。

【報告書 4 1 8 頁～】

2 健全財政主義

健全財政主義に関しては、財政の肥大化を抑制し、現在世代が将来世代に対して財政運営上の責任を負っているとの観点から、これを憲法に規定することが必要であるとする意見が述べられた。この意見の中には、短期的な財政均衡を規定すると機動的な景気対策を行えない等の問題があるため、中長期的な財政の健全化を謳うプログラム規定として規定すべきであるとするものがあつた。

これに対し、健全財政主義を憲法上規定すべきであるとする主張は、これまでの政権の財政運営を省みないもので、無責任であるとする意見が述べられた。

【報告書 4 2 2 頁～】

3 私学助成の憲法問題

現に行われている私学助成は、８９条の規定上、憲法違反の疑義を惹起している等の理由から、同条の改正が必要であるとする意見が多く述べられた。

これに対し、２６条の教育を受ける権利にかんがみ、現行の規定の下で私学助成の合憲性は明らかであるとして、８９条の改正は必要ないとする意見もあった。

【報告書４２３頁～】

4 その他

その他、複数年予算制の採用の是非や、継続費、会計検査院の機能強化・独立性の強化等に関する議論が行われた。

地方自治

1 地方自治の章に関する総括的な議論

地方自治の章については、その総括的な評価に関する議論が行われた。この点については、同章を積極的に評価する意見もあったが、その不備を指摘し、現行規定を充実させるべきであるとする意見が多く述べられた。主として地方自治の章の不備を指摘する立場からは、地方自治に関し憲法に規定すべき事項として、①国と地方公共団体の基本的な権限のあり方、②中央政府と地方政府が対等の立場に立つこと、③公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的に執行するといういわゆる補完性の原則、④地方公共団体の課税自主権等が挙げられた。

【報告書 426 頁～】

2 地方分権の必要性及びその課題

地方分権の必要性については、①住民に身近な問題は地方自らが決定することによって民主主義が発展するのであり、民主主義の発展を図る上で必要であるとする意見、②中央による支配を排し、中央・地方の権力の分立を確立するために必要であるとする意見等が述べられた。

また、地方分権の課題については、①地方に権限及び財源を大幅に移し、国の役割を限定し、地方のことは地方が決めることとすべきであるとする意見、②地方分権の推進に伴い地方公共団体の財政力格差が顕著に表れ、国土全体の均衡ある発展や教育の機会均等に悪影響を及ぼすのではないかとする意見等が述べられた。

【報告書 429 頁～】

3 地方公共団体のあり方

地方公共団体のあり方に関する主な議論は、道州制の導入の是非に関するものであった。この点については、道州制を導入することに慎重な意見もあったが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①市町村合併を推進して基礎的自治体に権限と税財源を移譲した後においては、国と基礎的自治体との中間的な存在である都道府県を整理して、効率的な国の統治構造を作るべきであること、②国から地方への権限移譲の受け皿として道州制が必要であること、③適正規模を超えた我が国の中央政府の権限を道州に移譲し、道州に事実上の主権を担わせることによって、大胆な行政改革が可能となること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、地方公共団体の規模の拡大によって住民の声が反映されにくくなること、換言すれば住民自治の希薄化が懸念されること等を挙げている。

【報告書431頁～】

4 その他

その他、条例制定権、地方財政、市町村合併の推進、住民投票の制度化の是非、地方自治特別法等に関する議論が行われた。

憲法改正

９６条の改正手続の要件に関しては、主として、その要件を緩和することの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。

これを緩和すべきであるとする意見は、その論拠として、①時代の変遷に応じて憲法の見直しを図っていく必要があること、②国民が憲法の中身を吟味する機会を増加させる必要があること等を挙げている。

これに対し、要件を緩和すべきではないとする意見は、その論拠として、①各議院の総議員の３分の２以上という要件部分は、憲法を幅広い合意の下における公権力行使のルールとする上でふさわしいものであること、②国民投票の手続は、国民に憲法制定権があることに基づくものであって、改正権の行使によってこれを廃止することは背理であること等を挙げている。

【報告書４４４頁～】

最高法規

最高法規の章に関しては、憲法の最高法規性の意義・根拠、憲法と条約の効力関係等及び憲法尊重擁護義務について議論が行われた。

このうち、公務員を規範の名宛人とする９９条の憲法尊重擁護義務に関しては、国民を名宛人として追加すべきか否かについて議論が行われ、憲法には国民のあるべき姿を規定する必要があるとして、憲法尊重擁護義務を国民にも課すべきであるとする意見と、憲法は国家権力が濫用されないようにこれを制限する規範であることを強調する立場から、憲法尊重擁護義務を国民に課すべきではないとする意見が述べられた。

【報告書４５１頁～】

直接民主制

直接民主制に関しては、特定の問題については是非を問う国民投票制度の導入について議論が行われた。この点については、意見が分かれた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、議会政治を補完して、様々なニーズや意見を反映させる途を設けるべきであること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、①民主主義の本質は討議の過程にあるのに、政策の是非を判断する手段を必ずしも有しない国民に対し、直接その意思を問うことは危険であること、②議会制民主主義を健全に機能させていくことが重要であること等を挙げている。

【報告書456頁～】

非常事態

現行憲法に非常事態に関する規定が存在しないことに対する評価について議論が行われ、憲法が当該規定を持たないことの意義を踏まえるべきであるとする意見と、憲法に規定が存在しないことの問題点を指摘する意見が述べられた。その上で、非常事態に関する事項を憲法に規定すべきか否か、すなわち、平常時の憲法秩序の例外規定を憲法に置く必要があるか否かという議論が行われた。この点については、憲法に規定すべきではないとする意見もあったが、これを規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法に規定すべきであるとする意見は、その論拠として、①非常事態においては、内閣総理大臣に対し権限を集中し一元的に事態を処理し、人権を平常時よりも制約することが必要となる場合があり、そのような措置を発動し得る要件、手続及び効果は、憲法事項であること、②地域紛争、地球環境の劣化、グローバル化の進展等による相互影響関係、テロリズムの蔓延等、現代社会は、多様な危険を内包しているが、それにもかかわらず、非常事態への対処規定が設けられていないのは、憲法の欠陥であること、③非常事態への対処に当たっては、為政者に超法規的措置の発動を誘発することが多いので、憲法保障の観点から、それを防止するために規定が必要であること等を挙げている。

これに対し、憲法に規定すべきではないとする立場からは、現行憲法が非常事態への対処について明文規定を持たないことの意義、すなわち非常事態を生じさせないよう努力すべきことが規範としてある等の意見が述べられた。

【報告書463頁～】

今後の憲法論議等

1 憲法問題を取り扱う国会の常設機関について

報告書の提出後も引き続き憲法問題を取り扱う国会の常設機関を設置すべきか否かについて議論が行われた。この点については、設置すべきではないとする意見もあったが、設置すべきであるとする意見が多く述べられた。

設置すべきであるとする立場からは、①憲法調査会の5年間の議論を踏まえ、更に調査を継続させていくとともに、憲法改正手続法案（国民投票法案）の付託委員会としての役割を担わせるべきであるとする意見、②当該機関に憲法改正案、憲法改正手続法案など憲法に係る法律案の付託委員会としての役割を担わせるべきであるとする意見、③当該機関に国会として憲法の一次的な有権解釈を行う役割を担わせるべきであるとする意見及び④当該機関をこれらの役割を含め、憲法問題全般を取り扱う機関とすべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、設置すべきではないとする立場からは、国会における憲法論議は各常任委員会等において所管法律の審議等を通して行うべきであるとする意見が述べられた。

【報告書467頁～】

2 憲法改正手続法について

96条（改正）に関し、憲法改正手続法の整備について議論が行われた。この点については、整備を急ぐ必要はないとする意見もあったが、早急に整備すべきであるとする意見が多く述べられた。

早急に整備すべきであるとする意見は、その論拠として、憲法が予定する基本的な附属法である憲法改正手続法が未整備であることは立法の不備であること等を挙げている。

これに対し、整備を急ぐ必要はないとする意見は、その論拠として、憲法改正について国民に合意がなく、憲法改正手続法

の整備は重要な課題ではないこと等を挙げている。

【報告書468頁～】

なお、上記1の「憲法問題を取り扱う国会の常設機関について」及び同2の「憲法改正手続法について」に関しては、調査会において多く述べられた意見を踏まえて幹事会等において協議した。その結果、現在の衆議院憲法調査会の基本的な枠組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法（日本国憲法96条1項に定める国民投票等の手続に関する法律案）の起草及び審査権限を付与することが望ましいとする意見が多く述べられた。

【報告書467頁】

V

参照条文

日本国憲法

【昭和21年11月3日公布】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生

存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

【天皇の地位と主権在民】

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

【皇位の世襲】

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

【内閣の助言と承認及び責任】

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

【天皇の権能と権能行使の委任】

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政〕

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

〔天皇の任命行為〕

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の

権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこ

れを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる

宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び

家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利

及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由

は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

〔国会の地位〕

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕

第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕

第45条 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第46条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕

第48条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費〕

第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕

第50条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕

第51条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

〔常会〕

第52条 国会の常会は、毎年1回これを召集する。

〔臨時会〕

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔資格争訟〕

第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

〔議事の定足数と過半数議決〕

第56条 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

〔会議の公開と会議録〕

第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

〔役員の選任及び議院の自律権〕

第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

〔法律の成立〕

第59条 法律案は、この憲法に特

別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

- ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

- ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

- ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

- ② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕

第63条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔弾劾裁判所〕

第64条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

- ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

〔行政権の帰属〕

第65条 行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

- ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを

指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

- ② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕

第68条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

- ② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職〕

第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

〔総辞職後の職務続行〕

第71条 前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

〔内閣総理大臣の職務権限〕

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕

第75条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲

戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時に

は退官する。

- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

- ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

〔財政処理の要件〕

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

〔課税の要件〕

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

〔国費支出及び債務負担の要件〕

第85条 国費を支出し、又は国が

債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

〔予算の作成〕

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

〔予備費〕

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

- ② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

〔皇室財産及び皇室費用〕

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔公の財産の用途制限〕

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔会計検査〕

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

- ② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

〔財政状況の報告〕

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体のみに適用される特別法〕

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 11 章 補則

〔施行期日と施行前の準備行為〕

第 100 条 この憲法は、公布の日から起算して 6 箇月を經過した日から、これを施行する。

- ② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

第 101 条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

〔参議院議員の任期の經過的特例〕

第 102 条 この憲法による第 1 期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを 3 年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する經過規定〕

第 103 条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位が

この憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

日本国憲法の改正手続に関する法律（抄）

[平成19年法律第51号]

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）について、国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

第2章 国民投票の実施

第1節 総則

（国民投票の期日）

第2条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日（中略）から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行う。

2・3 （略）

（投票権）

第3条 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

[第4条～第10条 （略）]

第2節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

（協議会）

第11条 国民投票広報協議会（以下この節において「協議会」という。）については、国会法に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（協議会の組織）

第12条 協議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、協議会が存続する間、その任にあるものとする。

2 委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各10人とし、その予備員の員数は、当該発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各10人とする。

3 委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

4・5 （略）

[第13条 （略）]

（協議会の事務）

第14条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

一 国会の発議に係る日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び

反対意見を掲載した国民投票
公報の原稿の作成

二 第 6 5 条の憲法改正案の要
旨の作成

三 第 1 0 6 条及び第 1 0 7 条
の規定によりその権限に属す
る事務

四 前 3 号に掲げるもののほか
憲法改正案の広報に関する事
務

2 協議会が、前項第 1 号、第 2 号
及び第 4 号の事務を行うに当た
っては、憲法改正案及びその要旨
並びに憲法改正案に係る新旧対
照表その他参考となるべき事項
に関する分かりやすい説明に関
する記載等については客観的か
つ中立的に行うとともに、憲法改
正案に対する賛成意見及び反対
意見の記載等については公正か
つ平等に扱うものとする。

[第 1 5 条～第 1 9 条 (略)]

第 3 節 投票人名簿 (第 2
0 条—第 3 2 条) (略)

第 4 節 在外投票人名簿
(第 3 3 条—第 4 6 条)
(略)

第 5 節 投票及び開票

(一人一票)

第 4 7 条 投票は、国民投票に係る
憲法改正案ごとに、一人一票に限
る。

[第 4 8 条～第 5 4 条 (略)]

(投票所における投票)

第 5 5 条 投票人は、国民投票の当
日、自ら投票所に行き、投票をし
なければならない。

2 (略)

(投票用紙の交付及び様式)

第 5 6 条 投票用紙は、国民投票の
当日、投票所において投票人に交
付しなければならない。

2 投票用紙には、賛成の文字及び
反対の文字を印刷しなければならない。

3 投票用紙は、別記様式 (中略)
に準じて調製しなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

第 5 7 条 投票人は、投票所におい
て、憲法改正案に対し賛成すると
きは投票用紙に印刷された賛成
の文字を囲んで○の記号を自書
し、憲法改正案に対し反対すると
きは投票用紙に印刷された反対
の文字を囲んで○の記号を自書
し、これを投票箱に入れなければ
ならない。

2 投票用紙には、投票人の氏名を
記載してはならない。

[第 5 8 条～第 6 5 条 (略)]

(投票の秘密保持)

第 6 6 条 何人も、投票人のした投
票の内容を陳述する義務はない。

[第 6 7 条～第 8 0 条 (略)]

(開票の場合の投票の効力の決
定)

第 8 1 条 投票の効力は、開票立会
人の意見を聴き、開票管理者が決
定しなければならない。その決定
に当たっては、次条第 2 号の規定
にかかわらず、投票用紙に印刷さ
れた反対の文字を×の記号、二重
線その他の記号を記載すること
により抹消した投票は賛成の投
票として、投票用紙に印刷された
賛成の文字を×の記号、二重線そ

の他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第82条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ○の記号を自書しないもの
- 四 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの
- 五 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの

[第83条～第88条 (略)]

第6節 国民投票分会及び国民投票会

[第89条～第97条 (略)]

(国民投票の結果の報告及び告示等)

第98条 国民投票長は、第96条第3項及び第4項の規定による調査を終わったときは、国民投票録の写しを添えて、直ちにその結果を中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 中央選挙管理会は、前項又は第135条第6項後段の報告を受けたときは、直ちに憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数、投票総数(憲法改正

案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう。)並びに憲法改正案に対する賛成の投票の数が当該投票総数の2分の1を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちに同項に規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

[第99条 (略)]

第7節 国民投票運動

(適用上の注意)

第100条 この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第100条の2 公務員(日本銀行↑の役員(日本銀行法(平成9年法律第89号)第26条第1項に規定する役員をいう。))を含み、第102条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為(以下この条において単に「政治的行為」という。)を禁止する他の法令の規定(以下この条において「政治的行為禁止規

定」という。)にかかわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び憲法改正に関する意見の表明をすることができる。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

(投票事務関係者の国民投票運動の禁止)

第101条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができない。

2 第61条の規定による投票に関し、不在者投票管理者は、その者の業務上の地位を利用して国民投票運動をすることができない。

(特定公務員の国民投票運動の禁止)

第102条 次に掲げる者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

- 一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員
- 二 国民投票広報協議会事務局の職員
- 三 裁判官
- 四 検察官
- 五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六 警察官

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第103条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは行政執行法人(中略)若しくは特定地方独立行政法人(中略)の役員若しくは職員又は公職選挙法第136条の2第1項第2号に規定する公庫の役職員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 教育者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

(国民投票に関する放送についての留意)

第104条 放送事業者(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園をいう。第106条第1項において同じ。)を除く。次条において同じ。)は、国民投票に関する放送につい

平成26年改正により、第3号から第6号までに掲げる者を追加

ては、放送法第4条第1項の規定の趣旨に留意するものとする。

（投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限）

第105条 何人も、国民投票の期日前14日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

（国民投票広報協議会及び政党等による放送）

第106条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第4項及び第8項において同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（同条第16号に規定する中波放送又は同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。

2 前項の放送は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等（1人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であつて両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。）

及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

3 第1項の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

4 第1項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

5 政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める額の範囲内で、前項の意見の放送のための録音又は録画を無料とすることができる。

6 第1項の放送に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しなければならない。

7 第1項の放送において意見の放送をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

8 第1項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議の上、定める。

(国民投票広報協議会及び政党等による新聞広告)

第107条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、憲法改正案の広報のための広告をするものとする。

2 前項の広告は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

3 第1項の広告において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

4 第1項の広告において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、無料で、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見の広告をすることができる。

5 第1項の広告に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の寸法及び回数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 第1項の広告において意見の広告をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該広告の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

[第108条 (略)]

第8節 罰則

(組織的多数人買収及び利害誘導罪)

第109条 国民投票に関し、次に掲げる行為をした者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

一 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益(多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る。)若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をし、又は憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる供応接待をし、若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

二 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、その者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしない

ことに影響を与えるに足りる誘導をしたとき。

三 前2号に掲げる行為をさせる目的をもって国民投票運動をする者に対し金銭若しくは物品の交付をし、若しくはその交付の申込み若しくは約束をし、又は国民投票運動をする者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

[第110条 (略)]

(職権濫用による国民投票の自由妨害罪)

第111条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追従し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投

票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第112条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(中略)又は監視者(中略)が投票人の投票した内容を表示したときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

[第113条～第121条 (略)]

(国民投票運動の規制違反)

第122条 第101条又は第102条の規定に違反して国民投票運動をした者は、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

[第123条～第125条 (略)]

第3章 国民投票の効果

第126条 国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が第98条第2項に規定する投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について日本国憲法第96条第1項の国民の承認があったものとする。

2 内閣総理大臣は、第98条第2項の規定により、憲法改正案に対

する賛成の投票の数が同項に規定する投票総数の2分の1を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならない。

第4章 国民投票無効の訴訟等

第1節 国民投票無効の訴訟（第127条—第134条）（略）

第2節 再投票及び更正決定（第135条）（略）

第5章 補則（第136条—第150条）（略）

第6章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正（第151条）（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日〔平成22年5月18日〕から施行する。ただし、第6章の規定（国会法第11章の2の次に1章を加える改正規定を除く。）並びに附則第4条、第6条及び第7条の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日〔平成19年8月7日〕から、附則第3条第1項、第11条及び第12条の規定は公布の日〔平成19年5月18日〕から施行する。

〔第2条（略）〕

第3条 削除

▲【参考】平成26年改正により改められる前の条文を以下に掲げる。

平成26年改正により削除

（法制上の措置）

第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

（この法律の施行までの間の国会法の適用に関する特例）

第4条 第6章の規定による改正後の国会法第6章の2、第83条の4、第86条の2、第102条の6、第102条の7及び第102条の9第2項の規定は、同法第68条の2に規定する憲法改正原案については、この法律が施行されるまでの間は、適用しない。

〔第5条～第10条（略）〕

【参考】平成26年改正により削られる

↑ 前の条文を以下に掲げる。

（公務員の政治的行為の制限に関する検討）

第11条 国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員

平成26年改正により、附則第11条・第12条を削除

の政治的行為の制限について定める国家公務員法(中略)、地方公務員法(中略)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

第12条 国は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 [平成26年法律第75号]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日 [平成26年6月20日] から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行後4年を経過するまでの間にその期日がある国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律第1条に規定する国民投票をいう。)に係る同法第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

(法制上の措置)

- 3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加するこ

とができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

- 5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別記様式（第56条関係）

折目	裏	折目	表						
	一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号を囲むこと。 三 ○の記号以外は何も書かないこと。 ○ 注意 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">記載欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>賛成</td><td>反対</td></tr></tbody></table>	記載欄		賛成	反対	日本国憲法改正国民投票 <table border="1"><tbody><tr><td>都（道府県）（市）（区）（町）（村）</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td></tr><tr><td>印</td></tr></tbody></table>	都（道府県）（市）（区）（町）（村）	選挙管理委員会	印
記載欄									
賛成	反対								
都（道府県）（市）（区）（町）（村）									
選挙管理委員会									
印									

備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から○の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 2以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票用紙であるかを表示しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

国会法（抄）

[昭和22年法律第79号]

第1章～第5章 （略）

第6章 会議

[第55条～第67条 （略）]

〔会期不継続〕

第68条 会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない。但し、〔憲法改正原案、〕第47条第2項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

【第102条の9の規定による
読替え後の条文。〔〕内は読替
え部分。】

第6章の2 日本国憲法の改正の発議

〔憲法改正原案の発議〕

第68条の2 議員が日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）の原案（以下「憲法改正原案」という。）を発議するには、第56条第1項の規定にかかわらず、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要する。

〔同前―事項ごとの区分〕

第68条の3 前条の憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。

〔同前―修正の動議〕

第68条の4 憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、第57条の規定に

かかわらず、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要する。

〔憲法改正の発議・提案〕

第68条の5 憲法改正原案について国会において最後の可決があつた場合には、その可決をもつて、国会が日本国憲法第96条第1項に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）の発議をし、国民に提案したものとする。この場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示する。

② 憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第65条第1項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

〔国民投票の期日の議決〕

第68条の6 憲法改正の発議に係る国民投票の期日は、当該発議後速やかに、国会の議決でこれを定める。

第7章～第9章 （略）

第10章 両議院関係

〔両院間の議案の送付及び回付〕

第83条 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に

送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

- ② 乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

- ③ 乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

- ④ 甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

[第83条の2・第83条の3(略)]

〔憲法改正原案の返付〕

第83条の4 憲法改正原案について、甲議院の送付案を乙議院が否決したときは、その議案を甲議院に返付する。

- ② 憲法改正原案について、甲議院は、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めないときは、その議案を乙議院に返付する。

〔送付案の継続審査〕

第83条の5 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第83条による。

[第84条～第86条(略)]

〔憲法改正原案に関する両院協議会〕

第86条の2 憲法改正原案について、甲議院において乙議院の回付案に同意しなかつたとき、又は乙議院において甲議院の送付案を否決したときは、甲議院は、両院協議会を求めることができる。

- ② 憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、両院協議会を求めることができる。

〔案件の返付と両院協議会〕

第87条 法律案、予算、条約及び憲法改正原案を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

- ② 前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

[第88条～第98条(略)]

第11章 (略)

第11章の2 憲法審査会

〔憲法審査会の設置〕

第102条の6 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

〔憲法改正原案等の提出〕

第102条の7 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第68条の3の規定を準用する。

- ② 前項の憲法改正原案及び日本

国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

〔合同審査会〕

第102条の8 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

② 前項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

③ 前2項に定めるもののほか、第1項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

[第102条の9 (略)]

〔憲法審査会に関する事項の制定〕

第102条の10 第102条の6から前条までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第11章の3 国民投票広報協議会

〔国民投票広報協議会〕

第102条の11 憲法改正の発議があつたときは、当該発議に係る憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設ける。

② 国民投票広報協議会は、前項の発議に係る国民投票に関する手続が終了するまでの間存続する。

③ 国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

〔同前〕

第102条の12 前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第11章の4～ (略)

衆議院憲法審査会規程

[平成21年6月11日議決]

(設置の趣旨)

第1条 憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案（以下「憲法改正原案」という。）、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するものとする。

(委員数)

第2条 憲法審査会は、50人の委員で組織する。

(委員)

第3条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第37条、第39条及び第40条の規定は、委員について準用する。

(会長)

第4条 憲法審査会の会長は、憲法審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について

準用する。

第5条 会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法審査会を代表する。

(幹事)

第6条 憲法審査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、憲法審査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。

3 衆議院規則第38条第2項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

第7条 憲法審査会は、小委員会を設けることができる。

2 衆議院規則第90条の規定は、小委員会について準用する。

(開会)

第8条 憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

第9条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

(定足数)

第10条 憲法審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(表決)

第11条 憲法審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の発言)

第12条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(委員でない議員の意見聴取)

第13条 憲法審査会は、審査又は調査中の案件に関して、委員でない議員に対し必要と認めたとき又は委員でない議員の発言の申出があったときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員の派遣)

第14条 憲法審査会において、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(国務大臣等の出席説明)

第15条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席説明を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第16条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(公聴会)

第17条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 憲法改正原案については、前項の公聴会を開かなければならない。

3 衆議院規則第77条から第79条までの規定は、公聴会について準用する。

(参考人)

第18条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の秩序保持)

第19条 委員が憲法審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第20条 会長は、憲法審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第21条 会長は、憲法審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 衆議院規則第235条の規定は、憲法審査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)

第22条 憲法審査会の会議は、公開とする。ただし、憲法審査会の決議により非公開とすることができる。

2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

第23条 憲法審査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第19条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

3 衆議院規則第61条の規定は、会議録について準用する。

(合同審査会の開会の決議等)

第24条 憲法審査会が参議院の憲法審査会と合同審査会を開くには、会長が参議院の憲法審査会の会長と協議した後、その決議をしなければならない。

2 衆議院規則第99条の規定は、合同審査会について準用する。

(事務局)

第25条 憲法審査会の事務を処理させるため、憲法審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(準用)

第26条 衆議院規則第31条、第36条後段、第41条、第44条、第45条の2、第45条の3、第47条から第52条まで、第57条、第59条から第60条の2まで、第64条、第69条、第70条、第86条、第87条から第89条まで、第91条、第115条、第116条、第119条前段、第131条、第136条、第143条第1項ただし書、第144条、第147条、第176条、第178条から第180条まで、第200条第12号、第234条、第243条第1項及び第254条の

規定は、憲法審査会について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第86条第2項	国会法第57条の3	国会法第102条の9第1項において準用する同法第57条の3
第89条	委員会において特に秘密と認めた部分及び第71条	衆議院憲法審査会規程第19条
第91条	案件	法律案
第119条前段	同一の委員会又は特別委員会	憲法審査会
第147条	過半数	過半数(憲法改正原案及びその修正案については総議員の3分の2以上)
	議決したとき	議決したとき(憲法改正原案に係るものについては総議員の3分の2以上の多数で議決したとき)
第243条第1項	国会法第42条第1項及び第45条第2項	衆議院憲法審査会規程第3条第1項

(細則)

第27条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める。

附 則 (略)

VI

参考

1 海外派遣調査報告書一覧

〈衆議院憲法調査会の委員により構成された議員団による調査〉

	報 告 書	派遣期間	派 遣 国	備 考
1	衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書	平成 12. 9. 10 ～9. 19	ドイツ ¹ スイス イタリア フランス	¹ フィンランドの憲法に関する調査をあわせて行った。
2	衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書	13. 8. 28 ～9. 7	ロシア ハンガリー ² オランダ ³ イスラエル スペイン	² ポーランド、チェコ及びルーマニアの憲法に関する調査をあわせて行った。 ³ スウェーデン、デンマーク及びベルギーの憲法に関する調査をあわせて行った。
3	衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団報告書	14. 9. 23 ～10. 5	英国 タイ シンガポール ⁴ 中国 韓国	⁴ フィリピン、マレーシア及びインドネシアの憲法に関する調査をあわせて行った。
4	衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書	15. 8. 31 ～9. 13	米国 カナダ メキシコ	
5	衆議院EU憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書	16. 9. 5 ～9. 17	スウェーデン フィンランド ベルギー フランス	

〈衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会の委員により構成された議員団による調査〉

6	衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書	平成 17. 11. 7 ～11. 19	オーストリア スロバキア スイス スペイン フランス	
7	衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書	18. 7. 16 ～7. 29	ポーランド イタリア デンマーク エストニア	

〈衆議院憲法審査会の委員により構成された議員団による調査〉

	報 告 書	派遣期間	派 遣 国	備 考
8	衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書	平成 25. 9. 12 ～9. 22	ドイツ チェコ イタリア	
9	衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書	平成 26. 7. 16 ～7. 26	ギリシャ ポルトガル スペイン	

2 衆憲資一覧

「衆憲資」とは、衆議院憲法審査会等の調査及び審査に資するため、幹事会等の決定に基づき、事務局が作成・編集した資料です。

＜衆議院憲法調査会〔衆憲資１～６８号〕＞

号 数	発行年月	表 題
1	平成12年 3月	日本国憲法の制定過程における各種草案の要点
2	〃 4月	憲法制定の経過に関する小委員会報告書の概要
3	〃 5月	日本国憲法の制定経緯等に関する参考人の発言の要点
4	〃 5月	憲法訴訟に関連する用語等の解説
5	〃 8月	訪問国の憲法等に関する資料〔ドイツ・スイス・イタリア・フランス・フィンランド〕
5付録1	〃 8月	各国憲法の条文〔ドイツ・スイス・イタリア・フランス〕
5付録2	〃 8月	フィンランド共和国憲法【仮訳】
6	平成13年 8月	訪問国の憲法等に関する資料〔ロシア・オランダ・イスラエル・スペイン〕
6付録	〃 8月	訪問国等の憲法〔ロシア・オランダ・イスラエル・スペイン〕
7	〃 8月	東欧諸国〔ハンガリー・チェコ・ポーランド・ルーマニア〕及び君主制の諸国〔デンマーク・ベルギー・スウェーデン〕の憲法等に関する資料
7付録	〃 8月	東欧諸国〔チェコ・ハンガリー・ポーランド〕及び君主制の諸国〔スウェーデン・デンマーク・ベルギー〕の憲法
8	平成14年 2月	内閣憲法調査会における憲法改正の要否に関する諸見解
9	〃 2月	国連平和維持活動について
10	〃 7月	小委員会における委員及び参考人の発言に関する論点整理メモ
11	〃 9月	訪問国の憲法等に関する資料〔イギリス・タイ・シンガポール・中国・韓国〕
11別冊	〃 9月	インドネシア共和国、フィリピン共和国及びマレーシアの憲法等に関する資料
11付録1	〃 9月	訪問国の憲法〔タイ・シンガポール・中国・韓国〕
11付録2	〃 9月	フィリピン共和国及びマレーシアの憲法
12	平成15年 1月	「現在の国際情勢と国際協力について（特に、イラク問題・北朝鮮問題をめぐる憲法的諸問題）」に関する資料～1月30日の自由討議に当たっての参考資料
12付録	〃 1月	1月30日の自由討議に当たっての関係法規集
13	〃 2月	象徴天皇制に関する基礎的資料
13付録	〃 2月	象徴天皇制に関する関係法規集
14	〃 2月	「非常事態と憲法」に関する基礎的資料
14追補	〃 3月	「非常事態と憲法」に関する基礎的資料－カナダの緊急事態法制の概要－
14付録	〃 2月	「非常事態と憲法」に関する関係法規集－テロ対策関連法規を中心に－
14付録の2	〃 3月	「非常事態と憲法」に関する関係法規集－自然災害等関連法規を中心に－
15	〃 2月	教育を受ける権利に関する基礎的資料
15付録	〃 2月	教育を受ける権利に関する関係法規集
16	〃 2月	「地方自治（特に道州制、都道府県合併、小規模自治体の実態）」に関する基礎的資料
16付録	〃 2月	地方自治に関する関係法規集
17	〃 3月	中華人民共和国憲法－概要及び翻訳－（委託調査報告書）

号 数	発行年月	表 題
1 8	平成 1 5 年 3 月	大韓民国憲法―概要及び翻訳―（委託調査報告書）
1 9	〃 4 月	フィリピン共和国憲法―概要及び翻訳―（委託調査報告書）
2 0	〃 5 月	インド憲法―概要及び翻訳―（委託調査報告書）
2 1	〃 4 月	タイ王国憲法―概要及び翻訳―（委託調査報告書）
2 2	〃 3 月	労働基本権に関する基礎的資料―公務員制度改革及び男女共同参画の視点から―
2 2 付録	〃 3 月	労働基本権に関する関係法規集
2 3	〃 3 月	条約と憲法について（イラク問題・北朝鮮問題をめぐって）―日本国憲法及び国際連合憲章・日米安全保障条約の視点から―3 月 20 日の自由討議に当たっての参考資料
2 3 付録	〃 3 月	3 月 20 日の自由討議に当たっての関係法規集
2 4	〃 4 月	硬性憲法としての改正手続に関する基礎的資料
2 5	〃 4 月	「国際協力―特に、ODA のあり方を中心として―」に関する基礎的資料
2 6	〃 5 月	「国際機関と憲法―安全保障・国際協力の分野における―」に関する基礎的資料
2 6 付録	〃 5 月	「国際機関と憲法」に関する関係法規集―安全保障・国際協力の分野における―
2 7	〃 5 月	明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料（明治憲法の制定過程について）
2 7 付録	〃 5 月	明治憲法と日本国憲法に関する関係法規集
2 8	〃 5 月	知る権利・アクセス権とプライバシー権に関する基礎的資料―情報公開法制・個人情報保護法制を含む―
2 8 付録	〃 5 月	知る権利・アクセス権とプライバシー権に関する関係法規集
2 9	〃 5 月	「司法制度及び憲法裁判所（憲法の有権解釈権の所在の視点から）」に関する基礎的資料
2 9 付録	〃 5 月	司法制度及び憲法裁判所に関する関係法規集―憲法の有権解釈権の所在の視点から―
3 0	〃 6 月	「財政（特に、会計検査制度と国会との関係（両院制を含む）を中心として）」に関する基礎的資料
3 0 付録	〃 6 月	「財政」に関する関係法規集―特に、会計検査制度と国会との関係（両院制を含む）を中心として―
3 1	〃 6 月	基本的人権と公共の福祉に関する基礎的資料―国家・共同体・家族・個人の関係の再構築の視点から―
3 2	〃 7 月	日本国憲法前文に関する基礎的資料
3 3	〃 6 月	「憲法第 9 条（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認）について～自衛隊の海外派遣をめぐる憲法的諸問題」に関する基礎的資料
3 3 付録	〃 6 月	「憲法第 9 条（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認）について～自衛隊の海外派遣をめぐる憲法的諸問題」に関する関係法規集
3 4	〃 7 月	「社会保障と憲法」に関する基礎的資料
3 5	〃 7 月	「国会と内閣の関係（国民主権と政治の基本機構のあり方全般）」に関する基礎的資料
3 6	平成 1 6 年 2 月	天皇制（皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む）に関する基礎的資料
3 7	〃 2 月	「憲法第 9 条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的自衛権」に関する基礎的資料
3 7 付録	〃 2 月	「憲法第 9 条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的自衛権」に関する関係法規集

号 数	発行年月	表 題
3 8	平成 1 6 年 2 月	「法の下の平等（平等原則に関する重要問題～1 票の格差の問題、非嫡出子相続分等 企業と人権に関する議論を含む）」に関する基礎的資料
3 9	” 2 月	「司法制度 特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改革」に関する基礎的資料
3 9 付録	” 2 月	「司法制度 特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改革」に関する関係法規集
4 0	” 3 月	「国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲（特に、EU 憲法と EU 加盟国の憲法、「EU 軍」）」に関する基礎的資料
4 0 付録	” 3 月	欧州のための憲法を定立する条約草案－翻訳－
4 1	” 3 月	「直接民主制の諸制度」に関する基礎的資料
4 2	” 3 月	「人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度」に関する基礎的資料
4 2 付録	” 3 月	「人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度」に関する関係法規集
4 3	” 3 月	「市民的・政治的自由（15～21 条／23 条）（特に、思想良心の自由（19 条）、信教の自由・政教分離（20 条・89 条））」に関する基礎的資料
4 4	” 3 月	「憲法保障（特に、憲法裁判制度及び最高裁判所の役割）」に関する基礎的資料
4 5	” 3 月	「非常事態と憲法（国民保護法制を含む）」に関する基礎的資料
4 5 付録	” 3 月	「非常事態と憲法（国民保護法制を含む）」に関する関係法規集
4 6	” 4 月	「公共の福祉（特に、表現の自由や学問の自由との調整）」に関する基礎的資料
4 7	” 4 月	「財政（特に、国民負担率の問題を含む社会保障の財源問題、国会による財政統制）」に関する基礎的資料
4 7 付録	” 4 月	「財政（特に、国民負担率の問題を含む社会保障の財源問題、国会による財政統制）」に関する関係法規集
4 8	” 4 月	「科学技術の進歩と憲法」に関する基礎的資料
4 9	” 4 月	「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する基礎的資料
4 9 付録	” 4 月	「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する関係条約集
5 0	” 4 月	「憲法と国際法（特に、人権の国際的保障）」に関する基礎的資料
5 0 付録	” 4 月	「憲法と国際法（特に、人権の国際的保障）」に関する関係法規集
5 1	” 5 月	「中央政府と地方政府の権限のあり方（特に、課税自主権）」に関する基礎的資料
5 1 付録	” 5 月	「中央政府と地方政府の権限のあり方（特に、課税自主権）」に関する関係法規集
5 2	” 5 月	「経済的・社会的・文化的自由（特に、職業選択の自由（22 条）・財産権（29 条））」に関する基礎的資料
5 3	” 5 月	日本とドイツにおける都市計画・都市景観形成と財産権制限（委託調査報告書）
5 4	” 5 月	「刑事手続上の権利（31 条～40 条）（行刑上の問題を含む）・被害者の人権」に関する基礎的資料
5 5	” 5 月	「二院制と会計検査制度」に関する基礎的資料
5 6	” 9 月	欧州憲法条約－解説及び翻訳－（委託調査報告書）
5 7	” 1 0 月	「議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」に関する基礎的資料

号 数	発行年月	表 題
5 7 付録	平成 1 6 年 1 0 月	「地方公共団体のオンブズマン制度の概要一覧」 「地方自治体オンブズマン制度の概要（前掲一覧表以外のもの）」 「川崎市市民オンブズマン制度の運用状況」
5 8	〃 1 0 月	「国際機関と憲法～特に国連憲章を中心として～」に関する基礎的資料
5 9	〃 1 0 月	「国民投票制度」に関する基礎的資料
5 9 追補	〃 1 0 月	「国民投票制度」に関する基礎的資料追補
6 0	〃 1 2 月	「国会・内閣（二院制及び政党を中心として）」に関する基礎的資料
6 1	平成 1 7 年 2 月	衆議院憲法調査会における「天皇」に関するこれまでの議論
6 2	〃 2 月	衆議院憲法調査会における「安全保障・国際協力・非常事態」に関するこれまでの議論
6 3	〃 2 月	衆議院憲法調査会における「国民の権利及び義務」に関するこれまでの議論
6 4	〃 2 月	衆議院憲法調査会における「国会・内閣等」に関するこれまでの議論
6 5	〃 2 月	衆議院憲法調査会における「財政・地方自治」に関するこれまでの議論
6 6	〃 2 月	衆議院憲法調査会における「司法・改正・最高法規等」に関するこれまでの議論
6 7	〃 2 月	衆議院憲法調査会における「前文」に関するこれまでの議論
6 8	〃 4 月	アムパéro（メキシコにおける人権保護請求訴訟）制度の解説（委託調査報告書）

＜衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会〔衆憲資 6 9 ～ 7 2 号〕＞

6 9	平成 1 7 年 1 0 月	衆議院憲法調査会における「日本国憲法改正国民投票制度等」に関する議論
7 0	〃 1 0 月	アメリカ合衆国・各州憲法の比較――直接民主制の視点から（委託調査報告書）
7 1	〃 1 0 月	各国の国民投票に関する調査結果の概要（未定稿）
7 2	平成 1 8 年 1 0 月	○日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外 5 名提出、第 1 6 4 回国会衆法第 3 0 号） ○日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外 3 名提出、第 1 6 4 回国会衆法第 3 1 号） に関する参考資料（第 1 6 4 回国会）（未定稿）

＜衆議院憲法審査会〔衆憲資 7 3 号～〕＞

7 3	平成 2 4 年 2 月	日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票の投票権年齢に関する検討条項）に関する参考資料
7 4	〃 3 月	日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票運動と公務員の政治的行為の制限に関する検討条項）に関する参考資料
7 5	〃 3 月	日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討条項）に関する参考資料
7 3 ～ 7 5 追補	平成 2 5 年 6 月	衆憲資第 7 3 号～第 7 5 号 追補
7 6	平成 2 4 年 5 月	憲法に関する主な論点（第 1 章 天皇）に関する参考資料
7 7	〃 5 月	憲法に関する主な論点（第 2 章 戦争の放棄（安全保障・国際協力））に関する参考資料

号 数	発行年月	表 題
7 8	平成 2 4 年 6 月	憲法に関する主な論点（第 3 章 国民の権利及び義務）に関する参考資料
7 9	〃 8 月	憲法に関する主な論点（第 4 章 国会）に関する参考資料
8 0	平成 2 5 年 4 月	憲法に関する主な論点（第 5 章 内閣）に関する参考資料
8 1	〃 4 月	憲法に関する主な論点（第 6 章 司法）に関する参考資料
8 2	〃 4 月	憲法に関する主な論点（第 7 章 財政）に関する参考資料
8 3	〃 4 月	憲法に関する主な論点（第 8 章 地方自治）に関する参考資料
8 4	〃 5 月	憲法に関する主な論点（第 9 章 改正）に関する参考資料
8 5	〃 5 月	憲法に関する主な論点（第 1 0 章 最高法規、第 1 1 章 補則）に関する参考資料
8 6	〃 5 月	憲法に関する主な論点（前文）に関する参考資料
8 7	〃 5 月	「緊急事態」に関する資料
8 8	〃 5 月	裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する資料
8 9	平成 2 6 年 4 月	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外 7 名提出、第 1 8 6 回国会衆法第 1 4 号）に関する参考資料

3 衆議院憲法審査会ホームページのご案内

衆議院のホームページ内に、憲法審査会のホームページを設けています。ここには、会議日誌、会議資料等を掲載しています。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/index.htm



衆議院憲法審査会
Commission on the Constitution
The House of Representatives

[サイトマップ](#)

音声読み上げ [サイト内検索](#)

[衆議院トップ](#) > [憲法審査会トップ](#)

憲法審査会とは

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関です。本審査会は、第167回国会の召集の日（平成19年8月7日）から、国会法第102条の6の規定に基づき「（衆議院に）設ける」とされています。

新着情報

今後の開会予定

開会予定の審査会はありません。予定が決まり次第、お知らせいたします。

更新情報

- 2014年12月2日（火） [憲法のひろば／先月までの意見受付概況](#)に平成26年11月末までのデータを掲載しました。
- 2014年11月20日（水） [会議日誌](#)を更新しました。
[憲法審査会ニュース第35号](#)を掲載しました。
- 2014年11月18日（火） 今後の開会予定を更新しました。
- 2014年11月11日（火） [会議日誌](#)を更新しました。
[憲法審査会ニュース第34号](#)を掲載しました。
- 2014年11月5日（水） [憲法のひろば／先月までの意見受付概況](#)に平成26年10月末までのデータを掲載しました。

提供情報のご紹介

憲法審査会について

審査会が設置された**経緯**、**組織**・**運営**の概要、最新の**委員名簿**を掲載しています。

議案・請願

審査会に付託された**議案**・**請願**及びこれらに関連する資料を掲載しています。

関係資料

衆議院憲法審査会の調査に資するため事務局において作成している「[衆憲](#)

会議の記録

衆議院議員に配付している「[憲法審査会ニュース](#)」、審査会での発言等の概要を記載した「[会議日誌](#)」、会議で配付された「[会議資料](#)」を掲載しています。

傍聴のご案内

審査会の傍聴を希望される方への**ご案内**を掲載しています。

意見窓口

審査会での調査に資するため受け付けている、国民のみなさまからの意見窓

＞ 憲法審査会について

- 設置の経緯
- 組織・運営の概要
- 委員名簿

＞ 会議の記録

- 憲法審査会ニュース
- 会議日誌・会議資料

＞ 議案・請願

- 議案
- 請願

＞ 傍聴のご案内

- 傍聴希望の方へ

＞ 関係資料

- 衆憲資
- 関係資料集

- 海外派遣報告書
- 憲法調査会報告書

- 参照条文

- 関係会議録

＞ 意見窓口

- 憲法のひろば

＞ 関連リンク

- 衆議院憲法調査会
- 衆議院憲法調査特
- その他
- ＞ English

「関係資料」には、衆憲資、関係資料集、海外派遣報告書、衆議院憲法調査会報告書等を掲載しています。

憲法調査会・憲法調査特別委員会の会議日誌、会議資料等も掲載しています。